

第百十四回国会 参議院大蔵委員会會議録第十号

平成元年六月二十一日(水曜日)
午後一時三十三分開会

委員の異動

六月二十日

辞任

馬場 富君

補欠選任

中野 明君

辞任

坪井 一字君

補欠選任

寺内 弘子君

河本嘉久蔵君

和田 教美君

小野 清子君

中野 鉄造君

出席者は左のとおり。

委員長

梶原 清君

理事

斎藤 文夫君

藤井 孝男君

矢野俊比古君

本岡 昭次君

太田 淳夫君

委員

井上 裕君

小野 清子君

大河原太一郎君

大浜 方榮君

梶木 又三君

斎藤栄三郎君

陣内 孝雄君

寺内 弘子君

中村 太郎君

山岡 賢次君

小山 一平君

国務大臣

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

内閣総理大臣官房審議官

外務省アジア局長

外務省北米局長

外務省経済局長

外務省条約局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局長

大蔵省国際金融局長

国税庁次長

食糧庁次長

運輸省地域交通局長

局陸上技術安全部長

鈴木 和美君

丸谷 金保君

中野 明君

中野 鉄造君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 卓司君

野末 陳平君

宇野 宗佑君

村山 達雄君

文田 久雄君

長谷川和年君

有馬 龍夫君

内田 勝久君

福田 博君

吉村 真事君

土田 正顯君

篠沢 恭助君

尾崎 護君

足立 和基君

松田 篤之君

角谷 正彦君

平澤 貞昭君

内海 孚君

伊藤 博行君

近長 武治君

清水 達夫君

事務局側

自治大臣官房総務審議官

常任委員会専門員

説明員

郵政省電気通信局電気通信事業部事業政策課長

有村 正憲君

小林 実君

保家 茂彰君

本日の会議に付した案件

○平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○消費税の廃止に関する請願(第三八号)

○消費税の廃止に関する請願(第六〇号外七八件)

○消費税の廃止に関する請願(第六〇号外七八件)

○公団家賃等への消費税課税反対、消費税の廃止に関する請願(第二二〇号外二五件)

○消費税の即時廃止に関する請願(第一五七号)

○消費税の撤廃に関する請願(第一八八号外五〇件)

○消費税即時廃止に関する請願(第一九六号外六八件)

○かんきつ園地再編対策の助成金に係る税制上の特別措置に関する請願(第三八六号)

○消費税撤回に関する請願(第四五七号外三一件)

○貸金業の金利引下げに関する請願(第五四〇号外一件)

○非婚の母への寡婦控除適用に関する請願(第八七三号外一件)

○消費税法廃止に関する請願(第一〇一三号外七件)

○合理的医業税制の確立に関する請願(第一〇五三号)

○消費税法の廃止に関する請願(第一〇六一号外二件)

○消費税法の即時廃止に関する請願(第一二〇六号)

○国民不在の消費税撤廃に関する請願(第二二七号外二九件)

○消費税の廃止と合理的医業税制の確立に関する請願(第二四七号外一件)

○消費税反対に関する請願(第一三三二号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(梶原清君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、坪井一字君が委員を辞任され、その補欠として寺内弘子君が選任されました。

○委員長(梶原清君) 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私は、昨日私の質問の流れを申し上げておきましたが、同僚議員がら大変機微に触れて質問がございましたので、その質問を踏まえながら、多少おさらいになるかもしれませんけれども、確認の意味で質問をしてみたいと思います。

まず一番最初に、隠れ借金といわれております二十六兆円の中で十五兆円になります国債定率繰り入れの停止の問題です。

昨日からいろいろの答弁を聞いておったのでありますが、結論から申し上げますと、これは返すのですか返さないのですか、御質問します。

○政府委員(篠沢恭助君) 定率繰り入れを五十七年度以来停止してまいりました理由につきまして

は、昨日米御説明をいたしましたところでございますが、その停止額の累計は十五兆五千七百三十四億円ということでございます。そして、これらの停止措置によりまして、他方N T T株式売却益等により現行ルールによる償還に支障を生じないとい見込まれる国債整理基金の状況というものがあつたわけでございます。こうしたことで停止をしてまいりましたものでございますから、将来、一般会計からこれまでの繰り入れ停止相当分をそのまま国債整理基金に繰り入れなければならぬという性格のものではないというふうに考えております。

いづれにいたしましても、今後とも国債の円滑な償還に支障が生じないように十分配慮していくことは当然であると考えております。

○鈴木和美君 返さなくともよろしいというような性格であるというように規定しますと、定率繰り入れとか減債基金制度であるとか、そういう制度というものが持つ意味合いが全く消されちゃうのじゃないですか。つまり、その年次の償還財源さえあれば事足りるのだというような考え方に立つてこれから財政運営が行われるのかということになると思います。

片や、借金の利払いをするためにまた借金をするということもどうかというようになことがあつて、繰り入れ停止が行われてきたわけなのでございますが、減債基金制度であるとか国債整理基金であるとかという制度上から考えれば、今まで支払われていないというものは性格上やっぱり支払うべきものであるという前提に立たざるを得ないと思うのですが、その点はいかがでございませうか。

○政府委員(篠沢泰助君) ただいま正確な数字を実は用意していませんが、五十七年度以来八年度にわたりまして国債償還のための定率繰り入れを停止した。他方、その間いろいろ国債の、いわゆる借りかえもしながらではございませうが、実際に現金償還しつ放しで借りかえな部分、つまり現金償還という形で外へ出ていって

いるという分が相当額あるうと思ひます。それはちゃんと措置をしたわけでございませう。N T Tの株式売却益の活用等によってこれは措置したわけでございますが、恐らく十五兆五千億余りの定率繰り入れをもしきつと行つていたであらうとすれば、他方現金償還をいたしまして国債整理基金の余裕というものが現在の国債整理基金残高よりも少し多くて、ゆとりを持って安定的な償還制度というものを、これを国民の皆様にお目にかけることができる、あるいはそういうことだったかもしれない。現状は確かにそれよりは多少きつくなつておりまして、鈴木先生おっしゃいますように、その年の償還分を何とか捻出しておるといふに近いのではないかと。そこまで窮屈ではないと思ひますけれども、性格的にはそういうようなことが言えるかと思ひます。

ですから、やはり国債の償還というもののルールがある以上、定率繰り入れの制度というものが、これがきちつと守られておる方が間違ひがないということは当然であるうかと思ひますが、現実には相当規模でN T Tの活用ができた。それから、御承知のとおり若干の剰余金繰り入れ、いわゆる剰余金が出た場合の二分之一以上は減債基金に入れると、これはできる限り努力をしてきておることも御承知のとおりでございます。多少やりくり的にはございませうけれども、ある程度の余裕を持つて減債制度を運営できたとという事情については御理解をいただきたい、こう思つております。

○鈴木和美君 私は六十年の大蔵委員会で、N T Tの売却益の帰属について法案が提出されたときに質疑をした記憶があるのです。つまり、N T Tの売却益というものは本来であれば国債の償還といたうかそういう財源に充てるべきものである、つまり帰属をそこにしたわけなんです。ですから、性格としては、N T Tの株というものは少なくとも償還財源に充てる。ところが、一般会計がないから、今後は一般会計に使うみたいな方法で実際上は使われているのじゃないですか。性格は

償還財源に使つていふことを言いたいけれども、実際はどんぶり勘定で一般会計へそのまま繰り入れちゃつて使つていふわけですね。私流に言うのであれば、子供のお金をおやじの借金に入れちゃつて、どんぶり勘定で運営していふというのが私は今日の状態だと思ひます。

そのときに、私は大蔵委員長に質疑の中でこういうことを申し入れて、附帯決議をつけてくれといふことを頼んだのです。国債整理基金特別会計において、同特別会計所属の日本電信電話株式会社及び日本たばこ産業株式会社の株式の処分による収入金または株式の配当金が編入されたときは、当該金額に相当する金額を現行の償還ルールにより予定されている特例公債の借りかえ額から減額してくれ、そういうことを考えてくれと言つたのです。

つまり、早く特例公債から脱却しなきゃならぬという意味からもそういうふうにしたらどうかといふことを述べてきた経緯があるのです。だから、それから考えれば、今御答弁の中では、借金を返すために借金をするということであるならば、ここまで来てしまったのだから響かないから戻さなくてもいいというふうな考えもあるのだといふことをおっしゃいますが、ルールからいへば私はちょっとおかしいのじゃないかと思ひます。

しかし、現実はそのような財政運営になつていふのでからそれは大きな話題になりましょう。争点になりましょう。これからの依存体質の目標を設定するときにも私は大きな問題になると思ひます。

そこで、大臣にはそういう議論経過のあつたことも踏まえながら、つまりこれを戻すか戻さないかといふことを決める決め方の問題、決める場の問題、決めたものの手続の問題、これはしっかり国会において議論するような場が後ほど来ると思ひますが、そういう手続上の問題はこれからどういふことになりましようか。

○政府委員(篠沢泰助君) 大臣が御答弁になられます前に若干申し述べさせていただきますと思ひますが、確かにN T Tの株式の売却収入というのは国民のいわば資産によつてできた資金であるから、これは国民共有の財産あるいは国民共有の負債と言ふべきかもしれません。これは通常の定率繰り入れという減債制度が存在しておりますから、それを前提とした上で、さらにそれ以上にいふ過去の特例債の巨額な残高を早期償還するといふ方に充てるという御議論があつたことは私ども十分記憶をしております。筋としては、まさにそういう議論は多々ありました。しかし、財政の現実におきまして、一般会計の定率繰り入れにいわば肩がわりするような形で、その分に使われたといふことも事実でございます。

この点につきまして、結局、これからの問題として考えますと、例えば今までの十五兆五千億という停止してきたものを、改めて何らかの形で財源をつくつて大きな塊として国債整理基金に入れたいというふうなことであるのか、あるいは、とにかく何としても、特例債は通常の償還ルールによる償還のほか少しでも早期償還というふうなことに努力をするか、いわばそういうことへの努力の方向をこれからどうするかという議論にならうかと思ひます。

そういった大変難しい課題でございますけれども、私どもの勉強の課題の中には、やはりその点は御指摘を踏まえまして、金頭に置いて進めさせていただきますというふうに思ひます。

それから、さつきさつかく申し上げかけましたので数字を申し上げておきますと、五十七年度から平成元年度までの間における現金償還の総額は十二兆二千億余りでございます。ですから、十五兆五千億停止したということから考えますと、もし定率繰り入れが行われておれば現在三兆余りのいわば余裕が国債整理基金にあつたはずである、こういうことは言えると思ひます。

○鈴木和美君 本日、時間が余りございませんので、多岐にわたりますが、まとめて御答弁いただ

きたいのです。

今の戻すか戻さないかということについては、いずれこれは大きな選択を判断しなきゃならぬ時期が来ると思うのです。私は、個人的な見解ですが、戻さなくても支障がないのであれば、それはその選択を選ばざるを得ないと思うのです。けれども、それを選ぶに当たっては、やはりルールというものを守った上でこうするということの筋道立てがないと私はいかぬと思うのです。

昨日の議論を聞いておいても、大臣も本会議でも答弁されましたが、例えば、減債制度の問題、言ってみれば、ナンセンスですよ。八年間も入っていないのですから、あつてなきがごとしですよ。よく減債制度のメリットをおっしゃるじゃないですか。公債政策に対する国民の理解と信頼、それから償還財源を先受することによる財政の膨張、国債の累増に対する間接的な歯止め、財政負担の平準化、資金の効率的活用による国債の市場価格の維持などから考えれば、この制度は置いておいた方がいいというように言われているのだから、この四つの目的、項目を見ても、八年も入れないで、私はこれが大好きよなんて言ってみたって、好きになられた方は本当に好きかと言うのと同じ理屈じゃないですか。

つまり、その都度その都度財源が確保できれば制度なんかどうでもいいというみたいな運営にされておられることは、私は大変よくないことだと思うのです。したがって、もう償還ルールについても見直しをしなきゃならぬ時期が来ていると思うのです。そういうことを踏まえながら、やはり制度的なものを守る、守るべきだ、正しいのだというのであれば、実行においてもそのことを見せてもらわないと、ただのんびんだらりと絵にかいたもちを掲げておいても私は問題だと思うのです。

したがって、国債の問題については、そういう意味から大臣も、これから財政審でいろんな議論があると思いますが、その意見を踏まえて対処してほしいと思うのです。

さて、もう一つの問題は仮定計算の問題です。

仮定計算の問題は、平成四年からやる、平成二年からやる、こういう二つが出ていますね。今のところ、どっちをとる気なんですか。それからもう一つ問題なのは、この仮定計算がで上がったときの経済情勢の背景というものは、やっぱり為替は百二十三円時代じゃないですか。今のような百四十円、百五十円というような時代と物が変わってきているときに、この仮定計算というものが本当に当たるかどうか、何の影響もないのか。為替のことは影響があるかないかということ、AとBのどっちをとろうとしているのかということについてお聞きしたいのです。

○政府委員(篠沢恭助君) 本年二月に国会に御提出をいたしました国債整理基金の資金繰り状況についての仮定計算についてのお尋ねでございます。

これはいずれにいたしましたが、AもBもNTT株式売却収入等につきまして、一定の前提を置いた場合の国債整理基金の資金繰り状況を試算したものでございまして、実は特定の政策的意図を反映したものではないわけでございまして、ケースAといえますのは、明年度から定率繰り入れを法律どおりに実施する。それからケースBは、資金繰りからいって……

○鈴木和美君 わかっている、どっちをとるんですか。

○政府委員(篠沢恭助君) 資金繰りからいって、Bというのはぎりぎり定率繰り入れを平成三年度まではとめておいても、資金繰りはもつというところを示したということでございまして、いずれにいたしましても、両方とも機械計算として出しておりまして、私どもは今の段階でどちらをとるといふ政策意図は全く持っておりません。

もちろん、法律が厳然としてございまして、定率繰り入れという制度があるわけでございまして、から、基本としてはケースAと申しましょうか、来年からできるものなら定率繰り入れを実施したいというように、これはやっぱり忘れてはならない原点だとは思いますが、実際問題として予算編成

の現実がどういう状況になるかといったようなこともまた出てこようかと思えます。ただし、それじゃもうケースBというような年までこの定率繰り入れ的なものには手を触れないのだ、はたらかしにするのだということを決めていくわけでも全くございせん。

それからもう一つ、仮定計算を見直したらどうかというお話でございまして、これにつきましては実は全くNTTの売却等につきまして機械的仮定を置いて試算を行ったものでございまして、経済情勢の変化によって見直しが必要になるというような性格のものではないわけでござい

ます。例えばNTT株が、値段がどうか、どうこうしてしまふから何ぼ何でも、機械計算とはいってもああいう数字を置いておくのはおかしいじゃないかと、あるいは建設公債の発行を今後今年度水準ですうと横ばいで持っていくことにして機械計算しておりますが、いや建設公債をもっとたくさん出すべきだとか、いやもっとやるべきだとか、そういう御議論もあろうかと思えます。あろうかと思いますが、機械計算でございまして横ばいと単純に置いておくのが一番よろう、こう

思つてやつたものでございまして、したがって、経済情勢の変化を何ら反映する余地がないということで、これは資金繰りの全くの機械計算として御理解をいただきたいと思

います。○鈴木和美君 経済動向の方はわかりました。そうすると、今の御説明によると財源の問題だということですね。Aの方は機械的に入れていく、Bの方はどちらかというと財源がそこまではもつということですね。財源の問題での仮定計算である。そうならたばこの株は早く売つたらいいじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(松田篤之君) 先生御指摘のとおり、日本たばこの株式につきましては百万株が国債整理基金特会に属しております、そのうちの十六万株は予算措置をもって国債の償還財源に充

てることができるようになっております。したがって、先生がおっしゃる通りに、この株式を売却することによって国債整理基金の資金繰りを豊かにするということになって、仰せのとおりでございまして。

ただ、日本たばこの株式の売却に当たりましては、やはり日本たばこ産業の当面している状況判断というものが大事でございまして、現在置かれておりますたばこ産業の状況には、二つの面でや困難な局面があると思ひます。

一つは、御承知のように、昭和六十二年に関税がゼロになりましたから、日本たばこ産業は外国のたばこ会社と大変厳しい競争関係にございまして、現在外国のシェアが最近の数字では一四%を超しております、昭和六十三年には三千億本を超しております。たばこの売却が六十三年度には二千七百億本を割るという状況でございまして、こういった経営の見通しがどうなるかということを見きわめる必要があると思ひます。

もう一つは、たばこの葉たばこ耕作者の問題がございまして、これは昨年特に非常に大きな変化があったわけでございまして、四万ヘクタールのたばこ耕作面積が約一万ヘクタール減りまして三万ヘクタールになってきています。また、たばこの耕作者も六万人以上おられたのが四万四千人というように、急激な変化を起しております。こういった耕作者の方々に不安を与えない必要がある。現在、日本たばこ産業と耕作者との間では、たばこの安定面積についての議論が行われておりまして、こういった議論の推移を見守る必要がある。

たばこ産業の経営の見通しとか、あるいは今申し上げたたばこ耕作者の状況、耕作者に不安を与えないような状況ができるか、こういったことが見通せる状況になったときに初めて売却が考えられるのではないかと。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、十六万株につきましては、予算措置をもって売却が可能でございまして、現段階でいつ売却できるかということを定か

にお示しすることができないという状況でございます。

○鈴木和美君 ただいまの説明によりますと、財政の財源確保という立場からは直ちにたばこの株は、仮に売ったとしてもなかなかその財源に充てるほどの財源にもならぬということ、日本たばこ会社が持っている客観条件などから見て、すぐというわけじゃなくて慎重に扱いたいというような答えである、そういうふうな受け取ってよろしいですか。

○政府委員(松田篤之君) 一番目の、国債償還財源に充てることではないということではなくて、直ちに予算措置をもってやれる額は六十六万株でございますから、これは市場が決める話でございますけれども、やはり相当大きな金額として国債償還のために有力な財源だろうと考えております。

二番目の点は、先ほど申し上げましたとおり、なかなか今決めるというわけにはいかない、もう少しばかり時間をかしていただきたい。ただ、そういったことが実現されることを私も期待をしております。たばこ産業自体もそういうことによつて、いわゆる民間活力を持った新規産業にも取り組みたいという希望を持っておりますので、そういう意味ではなるべく早く売れる状況になることを期待しているわけでございます。

○鈴木和美君 せっかく郵政省おいでになつていられると思いますが、昨日もNTTの株の問題が議論になりましたが、重複を避ける意味で二つばかり別な項目を聞きたいのです。

一つは、売り出しのときNTTの株は随分にごわつて大変高い価格になつたわけですが、最近はこの間のおりなわけですね。その要因の一つとして、増資とか増配というふうなものがなかったために人気が薄いというふうなことを言われているのですが、この件に関する見解。

もう一つは、頭の黒い人でなきや持つちやいかぬということになつているのでしょう。非居住者には持たせないということになっていきます。イ

ギリスのBTじゃないけれども、それぞれ持たせています。ロース・ロイスとか何とかという自動車会社も持たせています。何でNTTの株は非居住者には持たせないということになつてくるのですか。

○説明員(有村正憲君) まず最初の御質問でございますが、昨日百四十六万円かと存じておりますけれども、株の具体的な問題につきましては、市場における取引の結果で決まるものでございまして、私も、私も政府の一員としてそれについての評価を差し控えていたと存じます。

それで、御指摘の増資とか増配の問題でございますけれども、一義的にはNTTの方で検討すべきかと思つておりますが、ただ私もちょっと感じておりますのは、例えば増資について申し上げますと、無償増資等をいたします場合には財源が要るわけでございます。通常、資本準備金とかそういったものが充てられるかと思つておりますけれども、NTTの資本準備金は電電公社時代の設備負担金等が原資になつておるわけでございます。これは国民の皆様が加入されましたときにお払いになったものでございます。そういう意味で、そういったお金を一部と申しますか、株主に還元をするということについてはいかがであらうかというところがございます。

それから、増配につきましてはやはりNTTは公益事業でございますので、公益事業というものは経営の成果をより国民に広く、料金の引き下げとかあるいは設備投資といったようなものを通じまして還元するというのが原則かと思つております。そういった意味では公益事業、電力等も一〇〇%の配当ということをやつておりました。これを恒常的に増配をするといったようなことは難しいのではないかと考えております。

それから、二点目の外国人に開放しない理由でございますけれども、先生も御承知のように電気通信は社会経済活動に必要不可欠のものでございまして、また国の神経系統をなしておるわけでございます。そういった意味で安全保障にも深くか

かわるものでございまして、特に第一種電気通信事業につきましても外資を制限すべきであるという基本的な考え方がございます。ただ、その場合に六十年四月に電気通信制度を改革いたしましたときに二つの規制の仕方をしたわけでございます。国内のNTT以外の第一種電気通信事業者につきましても三分の一未満の外資を認めております。

ただ、NTTは我が国の基幹的な電気通信事業者でございますし、特に電話といった不可欠の役務を全国あまねく提供するという、NTT法でも義務づけを行つておりました。他の事業者に比べて特に強い公共性を持っているということで株の所有を禁じておるわけでございます。そういったNTTの役割というものは、私も認めておりました。現時点では変わつておらないというふうに思つておりました。この政策を変更すべき特段の事情があるというふうには考えておりませんけれども、いずれにいたしましても大変重要な問題でございます。今後の我が国の通信政策のあり方あるいはNTTのあり方といった点を踏まえまして、総合的、慎重に取り組んでいくべき問題だというふうに考えております。

○鈴木和美君 もう一つこの機会に聞いておきたいのです。

昨日の議論の中でも、一体国の借金は幾らあるのかという質問の中に、隠れ公債二十六兆と申す人もおるし十兆と申す人もおるし、その中でそれなら旧国鉄部分は一体どういふことになるのだという議論があつたと思つております。これも大変な問題は問題だと思つております。そこで、大変恐縮と思つておりますけれども、大蔵省に聞くよりは吉村政務次官に聞いた方が早いと思つて、隠れ公債二十六兆円の中で国鉄清算事業団で、大蔵長期債務を抱えていると思うのですが、聞くところによると土地の処分が順調にいかないことが非常に影響を及ぼして、それで長期債務がだんだんだんだん膨らんでいって、そこへまた利子がどんとくるといふような状況にあるわけですね。これの解決策と

いふか方針というか、そういうものがあれば、ぜひ運輸省のOBでもあるわけでございますから、見解を聞きたいし、一面財政当局という立場もあると思つておりますので、この機会に教えていただきたいと思つております。

○政府委員(吉村真事君) きのうもちょっとお答え申し上げましたように、清算事業団が承継をいたしましたときに二十五兆五千億でございました。債務が、現在平成元年度末で約二十七兆ぐらひまで膨らんでおるといふことは申し上げました。その膨らみましての原因は、ただいま御指摘がございましたように利子がかかってくる、その利子でふえていく分を賄うだけの収入がなかったために徐々にふえてまいつたわけでありまして。

どんなふうなふえておるかということも申し上げますと、利子の額が約一兆五千億近く、一兆四千数百億でございますが、それに対して清算事業団の定常的な収入といたしましては、新幹線保有機構からの収入があるわけでございます。これは約年間二千三百億ほどございまして、これは毎年必ず入つてまいりますから、それを引きますと約一兆二千億ほどはほかの収入がなければ利子がふえていく、だんだんに膨らんでいくという現状にあるわけでございます。それをどうやって減らしていくかということになりますと、ただいま御指摘ありましたが、土地の問題がやはり一番問題でございます。現在二十七兆円に膨らんでおりますのも、実は地価問題との関係で土地の売却が予定どおり進まなかったというところにも大きな原因があるわけでございます。今後の問題も土地の問題を早期かつ有利に処分をすることができるといふことが、どうしても必要だと思つております。

それからもう一つ株式。国鉄の株が売却できるような状況になりましたら、その株の売却というのにも有力な財源になるかと思つておりますが、この二つの財源をできるだけ早期に有利に処分できるやうにすることが肝要かと思つておりました。現在その具体的な方策につきましても運輸省とも相談をいたしながら、その方策について詰めておるとこ

ろでございます。現在ここで有効な方策がこれでありまして、いつから実施いたしますという事を申し上げられると、私もせっかく御答弁に立ちましたのでよろしいのですが、現在まだそれを懸念に詰めておるところである、こういうことで御理解いただきたいと存じます。

○鈴木和美君 大蔵大臣、いずれにしても先ほど申し上げましたように、十五兆という定率繰り入れの問題と、あと十兆円に及ぶ厚年、国民年金、住宅いろいろありますけれども、これを足して二十六兆ですね。それから今お話の国鉄問題を含めると大体二十七兆ぐらいですから大変な額になるわけです。

そこで、特例公債からの脱却が二年に行われる。これはこれなりに一つの目標として達成できたことですから、これはこれである面での評価はあると思うのです。どういう意味かという点、国民にわかりやすかった。六十五年に特例公債の体質から脱却するよということを掲げてきたからわかっていただけたわけですね。ところが、これから編成をするに当たって、また財政方針を組むに当たって一体国民にわかりやすいような財政再建、対応力の回復のキャッチフレーズというかスローガンというか、これは一体どういうふうになるか、いろいろしゃべっておいてもよくわからないのです。特に国債という問題は国民が直接痛みを感じないですからよりわからないのです。なるがゆえに、わかりやすい財政再建の目標というものをやっぱり打ち立てなきゃならぬと思うのです。

そこで、この前私が御質問申し上げたときにも、大臣から今財政審でいろいろ討議してもらったという話がございました。そのときにも大臣から一つの目標として、一般会計に占める割合を縮小する必要があるでしょう、同時に六十六兆円に及ぶ特例公債の残高の問題、そして同時にその割合、比率、そういうものを含めて財政審でも議論していくというふうなことをおっしゃられたわけですが、今のところそれが考えても大変難しいというところは私もよくわかるのです。しかし、

言えることは総合勘案をして、つまり一つは、一般会計に占める国債発行額の割合というファクターですね、そういうもので基準をつくることもやるうと思えばできないわけではないのじゃないか。GNPに占める国債残高の割合が一体どのくらいがいいんだというふうなカテゴリーもありましよう。一般会計歳出に占める利払い費の割合、これを何%にしようかというの、一つの目安だと。GNPに対する一般会計の比率もそういう意味では一つの目安になるかも知れません。五番目には、国民所得に対する税とか社会保障の枠の割合です。これを一つの、つまり目標値にするということも考えられると思うのです。これを総合勘案していくというところも考えられると思うのです。

したがって、これから財政審で討論はされるのでありましようけれども、大蔵省としては、いわゆる平成二年度予算編成を控えて、概算シーリングはどうなるのかと私は聞いた、これにも直接関係してくるわけです。

したがって、大臣の新しい財政再建目標の考え方について私は聞かせていただきたいと思うのです。

○国務大臣(村山達雄君) 今鈴木委員のおっしゃったことはそのとおり全部関連するのでございませう。しかし、これから国民にもわかりやすい目標を立てていった方が実行する上によりやすいことも確かでございます。したがって、そういう関連をすべて考えてもらって、具体的にどういふふうに目標を立ててやっていくか、ここが一番難しいところでございます。したがって、その点を政府も検討し、そして財政審議会の場でもつくりとひとつ議論を交わしながらその問題について考えていきたい、こう思っているところでございませう。

○鈴木和美君 いずれにしても、結論から言います、私は国債というものをどういふふうに見るかという点を昨日議論させていただいたのですが、財政の面から見れば、やはり特例公債と言われる百六十二兆円の中の六十六兆ちよつとで

ね、これをやっぱり締めなきゃならぬということはどうなっておっしゃってても私は一致する点だと思ふのです。だから、その点を軸にしながらわかりやすい目標を立ててもらいたいと思ふのです。例えば、六十六兆円を平成何年には三十三兆円にするのかというふうな、だれにもわかるのです。これは、そういうような目標値を私は立てていただきたいと思ふのです。

同時に、平成二年度の審議がこれからまた始まるのですが、今まではどちらかというと悪い例えにしても、財政の中期展望であるとか仮定計算であるとかというものを提出してもらったから、けちをつけながらも我々は勉強さしてもらったことは事実です。さて、今度は新しい年度の、新しい時代のといつてもいいでしょうけれども、それに対して、やはり議院が検討に値する、そういう新しい中期展望という仮定計算というものをぜひ国会に私は出していただきたいと思ふのです。いかがでございませうか。

○政府委員(橋沢恭助君) 財政の中期展望につきましては、経済運営の五カ年計画における経済指標の数値等を用いて推計を行っておるわけでございませう。多分に機械的な計算の部分もあるわけでございませう。

それから、その基礎になります経済情勢の方でございますが、いろいろ流動的であるわけでございませうが、さしあたりのところでは先般経済計画のフォローアップ報告がございまして、この報告では特に数値の修正を行わずにそのままの報告でございます。そういうことの中で、もちろん税率等のまた変化等もございませう。多少二月提出のままであればわかりにくいというところはあろうかと思ひますが、この中期展望を現段階で見直すことはちよつと難しいのではないかと存じます。

それから、先ほどの資金繰りの仮定計算の方では、これはまた経済情勢等の基礎なしに全くの資金繰りの機械計算ということで御説明したとおりでございます。この点につきましても御理解を賜りたいと考えております。

○鈴木和美君 最後ですが、答弁は要りませんけれども、とにかく大変な時代でございませうので、どつちかという点、意地悪い表現で言えども、今のやり方は財政運営というよりは財政手当てなだけです。もう財源さえあればいい、理屈はこうだけれども何々がなければならぬという、つまり手当的な手法で今日までやられてきたと思うのです。だから立派な制度があつても制度が生きていないです。これは、それだけ財政が苦しいといえれば苦しいかも知れない。しかしまた私流に言うのであれば、シーリングのときにふやすところ減らされるところがあるはずなんです。また防衛かと言われるかも知れぬけれども、いろんな面があるわけですね。だから手当てというふうなことに甘んずることない大蔵省の立派な方針というものを私は確立していただきたいということをお願い申し上げます。

○太田淳夫君 それでは引き続きまして質問させていただきますが、昭和六十三年の税収は、経済の好調さを反映しまして、補正後に比べまして約二兆八千億程度の自然増収が見込めるというのが大方の試算でございませう。

税の自然増収は、一面から見ますとこれは税の取り過ぎ、言いかえしますと、これまでの一連の減税が十分であつたのじゃないか、こういうことを裏づけているのじゃないかと思ふのです。

そこで、昭和六十三年に税の自然増収が得られたならば、地方交付税の増加分を差し引いた分について昭和六十三年分臨時所得減税を実施する方法によって国民に還元すべきじゃないかと考えますけれども、大蔵大臣の御意見をまず伺いたいと思ひます。

なお、自然増収は昭和六十三年赤字公債の削減に充てるということも重要でありますけれども、最近の金融市場におきましますところの国債玉不足傾向が強まっております。これも委員会でも議論もございましたけれども、剰余金繰り入れ及び赤字債削減をやめて、その分をすべて減税財源に回すことになりますと、国民にとつてもこれは容認で

きることではないかと思うのですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 現在の収入状況から考えますと、六十三年度の税収について相当程度の自然増収が見込めると思っています。しかし、出納整理期間中に繰り越しました特別公債の発行を恐らくやめるでありましょうし、そして三税については三三〇、これは地方の交付税として特会に入れなければなりません。それらを差し引いて、しかもその二分の一は国債整理基金に入れることとなります。

今、その二分の一を入れないでいいじゃないかという、こういうお話でございますが、やはり現在の財政状況、特にこれからの財政改革の大仕事は控えているわけでございます。そういう体質からいいますと、やはりこれを全部自由に使うというわけではいかかであるかと、私はそう思っております。残りましたものはその金は金額は多くないと思えます。

片やそれを所得税減税に回したらどうかという御意見かと伺ったわけでございますが、御案内のように、もうシャープ税制以来四十一年の改正前の税制の持つひずみ、そういうものは二回の改正によりまして幸いに直していただいたわけでございます。その額は所得税、住民税だけで合わせて五兆五千億でございます。ただ、それは規模が大きいというのでなくて、所得税、住民税の中に持つておりましたものも問題、こういうものを大体ならしたつもりでございます。したがって、そこには負担の公平の観念であるとか、あるいは特に給与所得者に対して手厚い措置を講じておるとか、あるいは給与所得者、事業者を通じて一生のうち自分が大体所得税をどれくらい納めるのか、これがわかるようにしているわけでございます。

そういうこともろもろの内容について手を加えておりますので、特に租税体系の上から今直さねばならぬというふうには考えていないわけでございます。詰めて申しますと、予定される財源という

ものもごく限られておりますし、そして既に懸案になりました所得税、住民税につきましては、おかげさまでどうやら形を整えたということで、今すぐまた改正を要するというようなところは無い、かように思っておりますので、その分を減税に回すというところはいかかであるか、こう思っております。

○太田淳夫君 六十三年度の税収は約五十一兆円程度が確保されるのではないかと思いますけれども、これを前提に置いた場合、税収の伸びを六〇と見込みますと、平成元年度の税収というのは、五十一兆円が約三兆円のプラスになって五十四兆円程度に膨らむことが予想されるわけでございます。

そうなりますとこの法案で予定されておりますところの特例公債一兆三千三百十億円で、これをすべてを発行しなくても支障がないことになりまして、政府の財政再建目標の達成を一年早めることができると思うのですが、大蔵大臣は本法案で権限が付与されることになっておりますところの赤字国債の平成元年度発行について、できたら見送りたいというお気持ちがおありになるのじゃないか、こう思うのですが、その点どうでしょうか。

○政府委員(篠沢恭助君) ただいまの段階で平成元年度自体の税収というふうなものを予測し、それとの対比等におきまして今年度の特例公債の発行をどういうふうに考えるかということにつきましては、まだ年度始まったばかりでございますし、何とも申し上げようがない段階ではないかと思ひます。

しかし、特例公債につきましては基本的には極力その発行は抑制すべきものでございまして、今後具体的に発行してまいります段階でも、歳入歳出全般の状況を見きわめながら可能な限りその削減に努めていきたい、これは従来から年度の中の執行、特に特例公債発行の具体的な執行ということにつきましては、従来からそのように進めてまいりましたし、平成元年度においてもそういう気

持ちで対応してまいりたい、こういうふうに考えております。

○太田淳夫君 いずれにしましても、現在の好調な税収が維持されてまいりますと、平成二年度といわず本年度においても政府の財政再建目標達成というのには実際的には夢ではない、こう言えると思うのですが、この政府の財政再建目標というのは、単に一般会計における赤字償還ゼロという、これは目先の財政再建であることは今まで委員会でも論議されてまいりました。依然として国債整理基金特会で残高六十六兆円に達する特例公債のうち、償還期限が到来する特例公債の六分の五程度は特例債として借換債を発行することになっておりますし、五十七年以降の一連の歳出削減策によりまして、五十七年以降の一連の歳出削減が国債費定率繰り入れ停止分を除いても十一兆円に達する、こういうような状況であるわけです。

こうして見ますと、これらはいずれも特例公債に財政が深く依存していることを物語っているものだと思いますが、財政の特例公債依存体質からの脱却はいまだ遠い先の話になってしまふのじゃないかと思ひます。特に、国債の利払い等の経費が、平成元年度でいえば一般会計歳出の一九・三%を占めている、これが財政の弾力的運営を阻害していることは、財政に求められているところの所得再配分等の機能を弱める結果になってくることですから、早急に解決することが必要と考えられております。つまり国債費圧力を減少することが財政の対応力回復の前提と考えられるわけですから、現在、NTT株式の売却益の一部を充当することによって国債費定率繰り入れを停止しておりますから、これをやめると、国債費としてさらに二兆六千億程度がふえることになるわけですから、そうしますと、実際の国債費というのは二二・六%ということになるわけです。

大蔵大臣にお伺いしますけれども、この国債費圧力についてどう認識しておられるのか。私は新たな財政再建目標として、この割合を例えば一〇%にするということも一つの考えではないかと思ひます。

うのですが、その点はどうにお考えになりますでしょうか。

○國務大臣(村山達雄君) 今の問題はすべて関連する問題でございます。やはり何と申しましてもし利払い費が二割近くかかっておると、これが一番さしあたりつらいところでございます。そうなりますと残高を減らす、特に先ほど鈴木委員からは、そのうち特例公債の残高を減らす方向に重点を置いたかどうか、こういう話になります。片や、もしそれを仮に余裕があつて実行できるとすれば、その分は一般会計から普通の定率繰り入れのほかにも繰り入れということになりますから、これはまた依存度が高くなることは当然なのでございます。しかし、それらの問題は形の上の話でございます。しかし、実質的にどうしたら財政改革に最もふさわしいことになるか、そうしてその結果あらわれるであろう一般会計におけるいろんな数字、そういったものについてはまた工夫をするとか、そういういろんな考え方があろうと思ひます。

要は、実質的に財政改革が早く進みまして、そうしてこれからの高齢化、国際化に対応するような弾力性のある財政の対応力を早く求めるということでございますので、今の太田委員の御意見も十分参酌しながら、今後この問題を検討してまいりたい、かように思っておりますのでござい

○太田淳夫君 次に、消費税の問題についてお伺いしたいと思うのですが、消費税が実施されましたから二ヵ月半になるわけですが、消費税の矛盾というのはますます明確になりまして、国民の間、すなわち消費者と事業者との間でいろんな不協和音が高まってきているわけです。私たちとしまして、こういった国民の不信を助長するような消費税は撤廃すべきであると政府に求めたところであります。特に消費税の致命的な欠陥として、やはり社会的弱者と言われる方々に対する逆進性の問題、逆進的な負担の問題、それがやはり大きな問

○政府委員(尾崎護君) 消費税の逆進性緩和の問題でございますが、身体障害者の自動車のような例が確かに生じるわけでございますけれども、消費税はその性格上、個別の配慮というのが非常に

ただ、これは最高額が決まっております、所得が二万二千カナダ・ドルということになりますと、それ以上の所得のある方は控除をもらえない。二万二千カナダ・ドルといいますと約二百三十五万円でございまして、日本の場合はそれに当

○政府委員（土田正頼君） 公定歩合の引き上げは日本銀行において行われたものでございますので、その説明その他詳細には承知しておられないわけでございますが、日銀筋の意見として聞いたものを総合いたしますと、やはりまず幅の問題でございしますが、〇・七五％という幅は厳密に数式で示すことのできるようなものではなく、結局はいろいろな景気、物価、為替等の総合判断というこ

たからではないか、こういう評論もあるわけでございます。

まず大蔵大臣は、消費税導入による物価への影響についてどのように受けとめておられるのか、また消費者の立場から見ますと消費税の転嫁が着実に実施されているのにとどまらず、かなりの便乗値上げが行われていた、こういう不満を強めているわけでございますが、大蔵大臣はこの点について

いてどのように認識されておりますか。

○国務大臣(村山喜雄君) 四月の東京都部の消費者物価の上昇率が一・五、前月に比べてたしかそんなものであったと思います。ただし生鮮食料品を除く季節調整値で言いますと一・二である。これはもう既に発表になっているところでございます。四月導入と同時にほとんどの業者の方が三%をめぐり上げてたわけでございますので、一部積み残しがあったかと思っておりますが、大部分はその影響が四月の消費者物価にあらわれていると思ひます。ただ、一部これはまた別途調査したところでございますが、中小企業のうち二割ぐらいの方が値上げしなかった、こういうこともわかつておりますので、この人たちは五月に値上げするかなど、こう見ておりました。そして五月の同じ指数を見てみますと、対前月〇・六と、こう出ているのでございます。これが積み残し分の引き上げなのか、これ一部は入っているだろうと思ひますが、それ以外のもの、毎月毎月少しずつ上がっていくことは当然でございますので、仮に三月の消費者物価の二月に対するあれを見てみますと、〇・三とか〇・四とかずっと先を見ますとあります。そういうことを考えますと、大体四月、五月で消費税の影響はほぼ出尽くしたのじゃないかと思っております。

御売物価の方は、これはもうほとんど値上げの状況、それからよってあらわれた卸売物価の状況から見まして四月中にほとんど私は出尽くしておる、かように認識しておるところでございます。大体経済企画庁が試算したそれぞれ物価に対する影響というものと、ほぼ似たようなことになっておるな、こう思っています。物価問題は今度は消費税の問題ではなくて、今は円の為替相場、この関係で卸売物価の輸入物価が大体上がっております、この影響がどうなるかということをはしる心配する段階ではないだろうか、こんなふうに思っております。

○太田淳夫君 なお、公定歩合の引き上げによりまして十九日から預貯金金利が引き上げられまし

たが、その引き上げ幅は、定期性の預貯金金利が原則〇・五六%、普通預金など〇・一二%の上昇にとどまっています。わけでございますが、預金者にとりましてはこ九年間超低金利と申しますか、低い金利のもとで、例えば老後生活資金などは目減り現象を起こしてきているわけでございますけれども、預金金利の引き上げ幅については少な過ぎるのじゃないか、こう指摘せざるを得ないと思うのですが、その点大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員がおっしゃいますように、今回の公定歩合の引き上げ幅が〇・七五%でございます。それに対して、預貯金金利の引き上げ幅は〇・五六というところでございます。ただ、過去にさかのぼって見ますと、六十一年に何度か公定歩合を下げてまいりましたわけでございますが、その際に、例えば六十一年四月、十一月、それから六十二年二月が最後でございますけれども、公定歩合がそれぞれ〇・五五つ下がったにもかかわらず、預貯金金利の方はそれぞれ〇・三七つしか下げてないということでございます。したがって、今回公定歩合は二・五から三・二五に上がったわけでございますが、過去に下げた部分を預貯金金利は合わせて上げましたので、このようにプラス〇・五六と公定歩合より低い上げ幅になっているということでございます。

○太田淳夫君 金融政策としての公定歩合操作というのは、金利の自由化が急速に進みますし、あるいはキャッシュレス社会になってまいりますし、変動金利のウェイトが高まってきつつありますし、かつてほどの有効性は薄れてきているのは事実ではないかと思うのです。都市銀行の場合を例にとってみますと、預貯金金利の上げ幅を抑え、他方で市場金利などに連動する新しい短期プライムレートを〇・七五%ないし〇・六二五%の上げ幅、これを予定しているという聞いてるわけでございますが、そうなりますと、家計の本来受けるべき利益が銀行におさめられてしまうというよ

うな懸念が生ずるわけです。私たちも懸念を持っています。わけでございますが、その点についてはどうように大蔵省はお考えでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) いわゆる金融機関の貸し出しレートは、短期のものについては短期プライムレートというものがあつたわけでございます。これは、従来はほぼ公定歩合に連動して上げ下げをしていただけてございますけれども、おっしゃいますように金利の自由化が急速に進みまして、今や金融機関の調達資金の大きな部分を市場の自由金利資金が占めるようになっております。例えば、預金につきましても、自由金利預金あるいは小口M/MC等が占めているわけでございます。したがって、金融機関といたしましては、この規制金利に伴って調達する資金のほか、自由金利預金のウェイトがどんどんふえてくる。しかも、最近はこのような金融情勢でございますので、公定歩合のいかにかわからずこのような市場性資金金利の変動に伴う部分が、利回りがかなり大きく上がつてきておりますので、したがって、そのような部分と今回の規制金利の上げに伴う部分と、資金量で平均いたしましたコストを計算して、それに基づいていわゆる短期プライムを決めているということでございますので、必ずしも規制金利の上げ幅とは一致しないというような、言わねば新しい時代に入りつつあるという結果、委員が御指摘のような点が起つてきているわけでございます。

○太田淳夫君 それでは、最後の質問でございますが、例の円の問題でございます。五月半ば以来円が急落をして、我が国が公定歩合引き上げによりますところの対策を打ち出して、ドル高は進行してきた。先週十五日には米貿易収支改善が公表されまして、一時百五十一円八十五銭と、ルーブル合意当時の百五十三円台をうかがう情勢が見えたわけですが、翌日に日米通貨当局はドル高に對し大規模な介入対応をする旨の報道が伝わりまして、東京市場の十六日の取引は百四十五円五銭で終了する。こういった荒っぽい

展開を繰り広げているわけでございますけれども、この問題について大蔵大臣はどのように受けとめられてみえるのか。あるいは最近の円安というのは、リクルートの政局異変、米国のインフレ懸念の縮小、中国情勢の流動化などが起因と言われておりますけれども、その点はどういうふうにお考えになるか。あるいは円安対策のため、日銀の専管事項でありますけれども、公定歩合の再引き上げ等も政治日程に上ってくる可能性があるのかどうか、その点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(内海孝君) 私からまず為替相場の点につきまして御説明申し上げたいと思ひます。ただいま太田委員御指摘のような乱高下の問題につきましては、私は、為替相場というものが変動相場である以上は、ある程度の変動というのはやむを得ないと思ひますけれども、基本的にはファンダメンタルズに即しながら安定的に推移するの、そのあるべき姿だというふうに考えております。したがって、そのときどきのファンダメンタルズから離れた思惑的な動きで、ただいま御指摘のような動きをすることは、甚だこれは世界経済の安定にとって好ましくないと思ひますので、これに対しては、今後とも適時適切に最大限の努力をもって取り組んでいくべき問題だというふうに日々感じているわけでございます。

それから第二の、円安の原因について幾つかの御指摘がありました。ただ最近の動きは、円安というよりもドル高でございます。円とはかのドル以外の通貨に對してドルが強くなつたり、あるいは時にまた先ほど御指摘のように、逆の動きがあつたりということでございます。円だけを取り上げて説明するというのはなかなか難しいように思っております。その辺はやはり基本的にはドル高ということととらえるべきであらうと思っております。

○政府委員(土田正頼君) 公定歩合のことにつきまして御説明申し上げますが、私どもが了解しておりますところでは、日本銀行の方では現

状は現公定歩合引き上げの効果を見守る段階にあり、現在のところ再利上げは全く考えていないという態度を保持しておるに聞いている。

なお、一般論をいたしまして、金融政策の問題は、これは実体経済の動きとか、物価動向とか諸情勢を総合的に勘案するということでございます。

その一部分であります為替相場の変動の動きをもつて判断するのはいかかと思っております。殊に最近の為替相場の変動は思惑的な要素が強い、少なくともこれまでは短期的な変動でございますので、これに対して金利政策で直ちに対応するということとは適当ではないのではないかと考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 最初に、貸金業の金利引き下げに關する問題を質問いたします。

現行年五・七五%を出資法第五條第二項の本則に定める四・〇〇%に速やかに移行してほしい。これは大変大きな要求になっております。しかし、たくさん請願も寄せられております。しかし残念ながら、当委員会では、これ理事会で請願採択にならなかったのですが、その理由の一つとして、今金融制度調査会で審議中なのではないかと。

そこで、まずお聞きしたいのは、金融制度調査会の審議状況ですね、これをまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 今お話がございましたように、出資法では本則金利の移行日は「法律の施行の日から起算して五年を経過した日」すなわち昭和六十三年十一月一日でございますけれども、「以降において、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、速やかに定めるものとする」と規定されているところでございます。

この法律の規定を受けて大蔵省といたしましては、金融制度調査会の中に消費者信用専門委員会というのを設けまして、昨年十月から審議をしております。これまで同委員会では、業界及び消費者サイドからヒアリング

をする等、かなりの回数いろいろな審議をしておりまして、特に貸金業者の業務の実態の把握、これに力を入れて進めているところでございます。今後このような専門委員会の審議の中から答えが出てくるものと期待しているところでございます。

○近藤忠孝君 その答えはいつごろになりますでしょうか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今のところ、時期については明確に申し上げられる段階には至っておりませんけれども、先ほど申し上げましたように、法律では速やかにというふうに書いてございまして、できるだけ審議を早めていただくよう委員の方々にお願いしてまいりたいと考えております。

○近藤忠孝君 先ほどの法文上、実態を勘案しとあるのですが、実態を勘案しますと公定歩合及び貸金金利は史上最低であります。銀行の普通預金金利、これは〇・二六%となりますと、五・四・七五%は何と二百倍の高金利なんです。私はこの金融制度調査会の審議を待つまでもなく、私はこれも見直しが始まっているんじゃないか。そういう意味じゃ、きょう請願が採択できなかったのは大変残念なんです。大体この法律は、大分ここで審議しましたけれども、自民党を中心とする議員立法なんです。我々は反対したのです。賛成して通した皆さんがなかなか見直しに消極的だとい

うのは一体何だろうかというのを申し上げたいわけなんです。ただ、この中できょう議論が出ましたのは、引き下げを行うと潜り金融の可能性があるという点なども出ていまして、私は今の金利状況から見てもそんなに大分ないんじゃないか。と同時に、我々が反対しまして、衆議院では反対は共産党だけ、参議院になってからは他党も大体反対に変わりましたね。委員会の審議の模様はがらりと変わったんですよ。やはり反対の立場でいろいろの質問をしますと、銀行局長の答弁も大分変わってきて、御指摘になることは一生懸命そういうことにならないようにいろいろやりますと言うので、その結果通達など大分いい通達ができました。

た。これは私は評価しています、あの通達ね。大蔵省が大蔵省褒めるなんていうことはめったにないのだから、これはよかったわけで、その結果サラ金業界大分変わりましたよ。かつての本当に深刻な状況は、まだ部分的にはあるけれども、一応なくなっております。そういうサラ金業界の実態と現在の金利体制、状況、これ見れば私はもうそんな金利の引き下げによって潜り金融の可能性が出てくるなんていうこと大分ないんじゃないかと思うのですが、銀行局長はどうその辺を把握しておりますか。

○政府委員(平澤貞昭君) この法律の規定にもございまして、業務の実態を十分把握する必要があります。貸金業界からいろいろ徴求している業務報告書等の集計結果によりますと、六十三年三月末時点で貸付平均金利は一・五五%となっているわけでございまして、しかしそういう中で、いわゆる担保をとらないで貸し付ける無担保業者、これが全体の約九割を占めているわけでありますけれども、このようないわゆる小規模零細業者では金利の平均が四六・八〇%というふうになっております。

したがって、この辺のところをどう考えていくか。仮に一定の金利で決めました場合に、経営にどう影響を与えるかということも現在いろいろ検討中でございます。そういう実態を十分把握した上で、やはりこういう零細無担保業者の人たちもそれで生活しているわけでございまして、そういう中からお金を借りる人たちの立場も十分考慮しつつ答えを出してまいらねばならないかと考えております。

○近藤忠孝君 金利の差が二百倍もなんというこんな状況というのは私は全く不適切な状況だと思っておりますので、これは速やかに進めてほしいと思います。

次に、証券局長、私は六十三年五月十九日の当委員会、当時の証券局長に対して野村証券の問題を取り上げて質問しました。

券の言い分をそのままのみにしまして、実態を正確に見ようという態度がありました。やっぱりそういう態度がリクルート事件なんかに出てまいりまして、証券業界に甘いんじゃないかというようなこともあったのじゃないかと率直に感ずるのです。

問題は、これは公開質問状も出たような件ですが、野村証券の元常務であるにもかかわらず、その人が支店長室におりまして、そしてあたかも現在の常務であるかのごとく振舞って、そしてその支店長も次長も常務、常務ということを書いて、その常務の勧めでこの銘柄はここまで上がるかと断定的に言って取引を勧めた、こういう件であります。

この件につきまして、そちらの答弁では、一つは常務がそのお客さんと会ったのは取引終了後に初めて会ったと。それから元常務だということをちゃんと伝えておきました。それから値上げについては断定的には言っていないという、こういう答弁ですが、私の方は、これは先日証券局に対してその後の関係者が支店のいろんな人に対して電話などをして、あるいは実際に会って、テープにとれてましてね、そのテープを起して見ますと、明らかにテープのやりとりでは当時の証券局長の答弁は事実と反する、こういう点がありまして出てくるわけであります。全部を御紹介できませんが、例えば最初会った日、これは取引のあった日かどうかということですが、十九日ですとこちらの人が言っていますね、そのとき常務はあそこの支店長室にでんと座っていましたよ、その真ん中のところ、間違いないでしょう。それに対してこの支店長は、間違いないですよ。ちゃんとこれテープにとれておるわけでありまして、それから元常務かどうかというの、もう常務、常務といつも言っているのだというふうなことはこれは明らかに認めておりますし、断定的に言ったというところも明らかなんです。私どもはそのテープを起したものをちゃんと証拠を渡して、テープも渡そうかと言いましたら、いや、それはもうこ

れで信用しますと言うので、調べてもらいました。となりますと、少なくともはつきりした資料、証拠としては、当時の藤田証券局長に野村が説明したことは、これは事実と反するということがこういう資料をもって明らかにしておるのです。で、再調査をお願いしましたが、どうなったでしょうか。

○政府委員(角谷正彦君) ただいま近藤委員からお話ございましたように、昨年の国会で近藤委員の方からこの問題についてお話ございました。その後、私もいたしまして、証券会社の行為が証券法等に違反する行政処分の対象になるかどうかという観点も含めて調べました。また、あわせて、そのときのお話で顧客さんの方からお話を聞かしていただいたわけがございます。

その間の事実関係は実は両方非常に食い違っております。食い違っております内容というのは、今まさに近藤委員がいろいろお話しになったとおりでございます。一方においては断定的に幾らまで上がるということを勧誘して、現職の常務であるがごとく装ってやったということに対して、これは藤田証券局長のお話ではなくて、これは野村証券の方の話としてはそういう事実はないのだということ、その意見は全く対立しているわけでございます。そういった意味で、実は特段新たな事実でもない限り、お互いの言い分だけですといずれが事実であるかということについて確たるものが申し上げられないという状況でございます。

そこで、実は一昨日、私どもの担当の者が先生のところにそのタイプがあるということで、そのタイプの写しというものを実は一昨日いただいたばかりでございます。まだそういう意味で、全体について詳細な検討まで加えることになっておりませんけれども、ただ、ざっと私自身も拝見した感じでは、タイプの起こしということでございますけれども、それがいつ、どのような状況のもとでとられたのかということとか、あるいは実際の

やりとりというものの、どうも当事者同士じゃなければわけがわからぬようなところがございます。正直言います、私どもの方としてはなかなか具体的事実がどうだということをこれで直ちに判断できるかというところ、ちょっとややそこら辺は私どもとしても何か自信がないというふうなことでございます。

そこで、私もいたしましては、もし先生のお許しがいただければ、タイプなり写しというものを相手方に渡しまして、そしてこれでもう一回事実を相手の証券会社が問ひ合わせる、あるいはその後それを通じて基本的にはお互いで話し合っていたかどうかといったことも必要になってくるかと思ひますが、そういったことについて、私どもも必要があればそういった手続はとってみたいというふうに思っているわけでございます。

○近藤忠孝君 前の証券局長よりは大変よろしいですわ。前のときには、野村の言い分だけしゃべって委員長から注意されたこともありましたが、ぜひとも調査をしてほしいし、それはひとつお願いしたいと思ひます。

時間が本当はまだ大分あるのです。まだ六、七分あるのだけど、今環境に行かぬと採決に入っちゃうので、あと一問だけして行きますけれども、国税庁、「ご存じですか、あなたの減税」というこういうのがありますね。恐らくこれは納税者に配布して消費税及び税制改革についての理解を得ようということ、全国に配布をしていると思うのですが、大体枚数どれくらいか、かかっている予算どれくらいか、内容上問題はないのか、配布のやり方に問題はないのか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤博行君) お答え申し上げます。御指摘のチラシの発行枚数は三千五百万枚でございます。チラシの配布方法等につきましては、各種の民間団体等を通じての配布、あるいは公共機関等の協力を得ての窓口等への備えつけ、あるいは各種説明会等々での出席者への配布といったような形で、できる限り多くの方に読んでいただく

ということをやっております。御質問の中でかかった予算ということですが、実は御質問いただきましたときにその項目入っておりますので、ちょっと調べてくるのを忘れましたが、そういったようなことではいろんな形で配布に努めております。特に私どもとして問題があるというふうに考えておりません。

○近藤忠孝君 三千五百万枚という、相当な金だと思ひますね。中身に問題があるのですよ。「家計のゆとりはむしろ増える」というね。ただ、議論するにできなくて残念です。それから、これを各企業に持たせて、給料袋の明細書と一緒に入れておいて配布を依頼しているという、こまめには行き過ぎだろうと思うのですが、そのことを指摘をし、大いに批判しようと思つたら、もう時間がないのでこれで終わりたいと思ひます。また戻ってきますけれども。

○栗林卓司君 為替相場の問題について一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。現在の状況がどうかといふと、ややかすかに円高の方に振れたいといふようでありまして、円高でも、基本的にはドル高でありまして、ファンダメンタルズから遊離したドル高が続いている状況に変わりはございません。その意味ではプラザ合意の前の状態に似ていると言えなくもないわけでありまして。

「委員長退席、理事藤井孝男君着席」
そこで、今さら申し上げるまでもありませんけれども、円高というのはアメリカにとっては貿易収支赤字の解消にとって逆行する現象でありまして、したがって貿易収支赤字を解消するためには経済外的手段、いわば管理貿易の誘惑に駆られるような動きをどうしても誘発しがちなことでありまして、その意味で自由貿易体制を守るといふ点からいっても、ドル高を何とか是正しなきゃいかぬというのが今の大きな課題であらうと思ひます。その意味で、実はサミットがこの問題についてどういった答えを出すのかということについて

今関心が集まっているわけでありまして、いよいよこの国会もあすで終わりであります。そうなりますと、その次の政治課題というのはもうサミットであります。したがってサミットにどう臨むかということをもう今お伺ひしても、そう気が早いとおしかりを受けることもあるまいと思ひます。

そこで、私は、例のループル合意についていいますと、これはもう現在破綻していると思ひます。そこで、サミットに臨む態度として一つの言い方を申し上げますと、ループル合意の再構築を図るといふようなことをねらいにして、現在のファンダメンタルズから乖離したドル高を是正するということを目標にお臨みになるおつもりでございますか、この点御所感をお伺ひします。

○政府委員(内海幸君) ただいま委員御指摘のとおり、現在のドル高につきましては、主要国の関係者はいずれもこれはやや懸念されることであるという点について一致をしております。したがって、サミットの機会に七カ国の蔵相会議があるわけでございますけれども、ここでは当然この問題が大きな課題になると思ひます。また、そこにおきまして、マクロ政策の協調、これは委員の御指摘ではあります、私どもはマクロ政策の協調はそれなりに軌道に乗って進んでいると思つておりますが、もちろん個々に見ますと、まだまだいろいろ問題はあります。基本的な協調体制というものには揺るがない形で存在していると思ひますが、それについてのしつかりとした確認、それから為替問題についての一致した行動についてのコミットメントというものが非常に重要なポイントであるということは、御指摘のとおりであらうと思つております。

「理事藤井孝男君退席、委員長着席」
○栗林卓司君 これまでの経験を通して我々が身にしてみわかったことは、円高下は避けなければいかぬことだと思ひます。そこで、円高下を避けるという政策意図を含めて、為替相場の変動を許容範囲の中に抑えようではない

○栗林軍司君 途中経過は別にしまして、サミットにおいて主要国が集まって協議をするわけであらう。りますから、その結果というものを力強くアナウンスをすることに意味がある、そこに力点を置いておまとめになる、これは間違いないことだと思ふのです。

そこで一つお尋ねしたいのは、長期的に見ると

例を挙げますと、きょう日本経済新聞の朝刊を見ますと、当社が調べたところによると来るべき参議院選挙の結果は自民党は大きく過半数割れ云云と書いてあるのです。なるほど七月二十三日に参議院選挙が行われることはもう確定的でありまして、そのあと恐らく解散、総選挙もそう遠いことではないでございましょう、いずれ日程に入ってくる。問題は、こうしたものが経済的な要素として円安にどう影響を及ぼすかという問題なんです。物価対策のことだけを念頭に置きまして、行き過ぎた円安に対しては極度に警戒していかなければならぬというのが現在だろうと思うの

ければいけない問題でありますが、今私が申し上げたかった理由というのは、実は有権者というのは政治に裏切られたという失望感で今いっぱいであるように私は思うのです。

したがって、政治の信頼を、与党たると野党たるとを問わず、それを取り戻すために懸命に努力をすることが今の一番の大きな課題ではあるまい

たことをやはり我々といたしましても常に積極的

に正し、改革しないことには私たちがいたしましても国際化できませんよと。ましてや、いつも問題になりやす高齢化社会、こうしたことを考えましても当然なすべきである、私はこのような気持ちで申し上げた次第でございます。

○丸谷金保君 今の総理のお話ですと、前総理も言っていたことと同じようなことですね、全然。支出を見直して財政もやらないかならぬということ、言葉でおっしゃっているのはどのよう改革をする気迫が感じとれないのは私だけじゃないと思うのです。

それで、財政改革の問題を詰める上で、前々から隠れ公債の問題が問題になっておるようです。ここでもう一つ私は明らかにしておきたいと思うのですが、私なりはかの人をそうでしたが、隠れ借金という質問をするわけです。ところが政府から返ってくる答弁は全部隠れ公債という答弁で返ってくるのですよ、隠れ借金とは言わないのです。これは微妙に違うのです。隠れ公債は幾ら幾らあるかというのを聞いたのは、隠れ借金幾らあるかというのを聞いたのです。隠れ公債といっても、公債はわかっているのです。あれはもう隠れていないのです、全然。それをあえて隠れ公債だ隠れ公債だという御答弁だったわけです。そして、いかにもそれをつぶしていくことが次の財政再建の目標だというふうなことをだんだんとPRしているわけです。これは当たり前の話なんですよね。

例えば隠れ借金、短期の歳入がありますね、これなんか本来はその年度年度の支出を年度年度に整理していくべきものです。しかし三月末で整理されたことはいないのです。そしてそれは出納閉鎖期までの分を収入をもって入れる。また後、次の年度の分は四月から借りていく。それで年度の平年残でも二兆円を超えるというふうなことになるわけですか。これなんか借金じゃないのですか。どうなんですか。そういう意味での隠れ借金、本当の借金は幾らなんだと私はこの間も本会議で聞いたのですが、上手に隠れ公債とい

うことにすりかえた御答弁しかないのです。国鉄の問題もそうです。まだほかにもあると思うのだけれども、そこら辺を明らかにしていただかないと、財政再建論議というのは成り立たないのです。大蔵大臣いかがですか。

○国務大臣(村山達雄君) これは財務法の審議を通じて既に明らかにしているところでございまして、今公債残高が百六十二兆、それから長期債務を入れますと百九十三兆、そのほか今委員のおっしゃいました隠れ借金でございますが、定率繰り入れを除きますと約十兆五千でございますし、定率繰り入れ分の累積が約十五兆、こういうことになっております。別に清算事業団の分は政務次官からお答えいただいたような事情にございまして、現在二十五兆五千が二十七兆ぐらいになっておる、こういう状況でございます。

そこで問題は、日本の財政は先進国に比べてなお最も悪い状況にございます。今総理がおっしゃいましたように、財政の健全化の必要というものは従来よりも増しておるわけでございます。そこで、今後の再建の手法あるいは目標をどう立てるかということでございます。今委員は、財政審におつづけて、政府は言ってみると責任転嫁しているのではないかと、いろいろなお話をございしますが、全然そういうことはございせん。かねて言っておりますように、やはり国会における論議を十分伺わしていただきたい。その他有識者の意見も聞きまして我々自身が考えを深め、そしてそれをどういう目標で、言ってみますとどうい

うか、これを財政審の場をかりてみんなで検討しようというところでございます。そして、この脱却後の問題というのは平成三年度以降の問題でありますけれども、しかし問題が重要でありますので、何とかこの年末あるいは平成二年度の初めくらいまでに答申をもらって、そしてはっきりした意識を持ってこれからその重大問題に取り組もう、こういうつもりでございますので、どうぞひとつ御理解賜りたいと思います。

○丸谷金保君 全然御理解できないのですがね。というのは、例えば大臣、今財政の再建の問題については財政審で御討議願っているところ、ところが、財政審の討議の中でも例えば出てきているのは、館員さんだとかいろいろな論議の中で、やっぱり財政再建の目標を一つに絞り返すことは大変財政審として難しいというふうな論議がもう今は出ていますね。というのは、政府がはっきりした目標のもとにこういう方向で財政再建のあれを考えてくれというのであれば、これは絞り返すことができるかもしれないけれども、政府の方がその目標を何にも持たないで、財政審の討議の中だけでそういうことを望むというのは、それで私は本会議で聞いたのは、要するに一体財政再建というのは何なんだと。国民の負担の問題なのか、負担率をどうするかの問題なのか、あるいは財政の健全性回復という公債残高を下げていくということが目標なのか、そこら辺をはっきりさせませんと、財政再建、財政再建と言っても、もう当然払うことは当たり前の、隠れていないこれはツケ回し公債です、隠れ公債じゃない。ツケ回しの分を払うことが次の目標だなんというふうなことは、総理の言うようないわゆる改革前進内閣らしい財政再建にはならないんじゃないですか。一体財政再建の目標を政府としてどっちに置くのですか、財政審はなかなか絞り込めないといつても音を上げていますから。

○国務大臣(村山達雄君) 言うまでもないことでございますけれども、財政というものはやはり行政全体あるいは政治全体をあらわしているものでございまして。毎年度の財政、一般会計あるいは地方の普通会計というのは、そのときその年度における政策の基本を網羅しているものでございまして。また全体のストックの関係、こういったものはその状況をあらわしていることは御案内のとおりでございます。そして、これらの問題をやるべきに、やはり資源配分をどうするか、この問題。そして国民のニーズがあるわけでございます。それに的確にこたえながら資源配分をどうし

ていくのか、あるいは所得再分配機能をどうするか、それから景気の状態によりまして、景気調整についてはどうやっていくのか。ことしであれば例えば中立型がいいとか、あるいは財政の側から景気を促進する必要があるとか、むしろ抑制ぎみにやるべきであるとか、こういう財政の持つておる非常に大きな使命に照らしまして、もちろんそういう整合性のもとに編成されるわけでございます。そして、現在国の財政がまだ非常に脆弱であるということは、いろいろな指標から見ても明らかでございますし、当委員会におきましても、それぞれの先生方からみんな財政の再建あるいは財政改革の必要性はこもこも伺ったところでござい

ます。問題は、平成三年度から始まる、いよいよ脱却後の財政再建というものの目標をどういうふうにかえるか、こういうところに絞られていくわけでございます。そして、私の率直な感じを申し上げますと、この委員会における各委員のお話を聞きまして随分参考になりました。これは率直に申し上げておきます。こういうことを踏まえながら我々がこれから考えていく問題である。もう御案内のように残高の問題、百六十二兆の中に六十六兆のまだ赤字公債があります。利払いが多いということは、平均残高とそれから全体の加重平均した金利によって決まるわけでございますし、それが二割も占めているというところは大変なことでございます。しかしもし仮に、一例でございましてけれども、これを借りかえのときにできるだけ現金償還部分を余計にしよというところに、もし余裕があったとして、そういうことをやりますれば、今度はその分だけ依存度が上がってくることは当然な話でございます。問題は、形の問題と、それから全体の、実質的に今私が申し上げたような財政の健全化をどうするか、こういう問題の、言ってみますとかみ合わせの問題でございます。だから、このうち何から優先してやるべきかというふうなことも、一つ大きな問題であらうと思います。

今の話を聞いていると、今度は要するに赤字債の借換債が六十六兆ある、これが一つの目標になる。だけどこれね、標語はわかりやすくていいのですが、しかし大蔵大臣自身が六月八日の本会議で、建設国債の利払いからいうと赤字国債と同じようなものだ、国債と同様である、こういうふう

世紀、宇宙時代という時代にこれほどとも太政官布告のころの大福帳でやっているような簿記の仕組みで、何とかやっていくということは限界にきている。そういうふうなことの本当の数字が出ない仕組みですよ。ここら辺に對して、実は私は改革前進内閣の期待する御答弁いだだけると思っ

して、それをもって複式簿記的だというようなもし御發想であるとすれば、財政の節度という点から見ますと非常に問題である。やはり絶えず国会にかけて、單年度どうなっておるのかどうなっておるかという御審議いただいた方が財政の節度が保てると、これは私の個人的な考えでございます。

す。

○丸谷金保君　先に進みたいと思いますがね。私の言っているのは、財政改革というのは効果の問題も、例えば幾ら投資しても、山林の持つ空氣浄化とかあるいは水をきれいにする効率とか、こういうものが単式簿記の中では投資するだけで

出てこないのです、何にも効果の問題が。そういう問題が一つあります。それから、外為の運用だつて全然わからないでしょう、こういうものを出すだけで、どうなっているか、売り買いやっているのだと思ひますけれども、いろいろ運用していると思ひますけれども、現在の単式は非常にわかりやすい、わかりやすいだけに隠れているところは全くわからない。それから投資効果、財政効果というふうなものの測定もできない。こういういろいろな問題を言っているのです。

それで、総理に先に、サミットへおいでになるので、その問題をやっておきたいと思ひます。

一昨日も申し上げましたけれども、東京会議は大変結構だと思ひます。サミットでも当然それはもう一番大きな問題になるというふうな認識も必要だと思ひますが、そちらの方に今写真。(資料を示す)これは、正月に撮ったのが上の写真で、下は十一月に撮った写真なんです。一九八三年から八四年ですから、まあちょっと前ですが。それよりも今もつと悪くなっているのです。現在はいち板橋区で大体〇・一二ppm、それからこのあたりですと〇・七ppmというふうなNO_x、二酸化窒素の量はそのときよりもつとふえているのです。

私たちが一昨年、一番道路でひどいという板橋の宮本大橋ですか行ってきましたけれども、実にひどいものです。それできょうの新聞を見ましても、開発途上国等の環境のために資金も出す、技術も応援する、そういう政府方針を決めてサミットに臨む、そのことは結構なんです。東京会議をやったときにこへ集まったそういう環境関係の人が、空気をきれいにしないで何言うかと言われたときに、総理何て言うつもりですか。ますます悪くなっているのです。

アメリカは既にメタノールの車を今世紀中に百万台つくっていくというふうな、具体的な出発をしました。ところが日本は、メタノールガスを一つとてみましても、全然まだ低利の融資を行うとか、取得税だとかいふものを減免するとか、

多少なことばやっていますけれども、一番NO_xの多い東京で具体的なそういう問題に対する大きな政策、予算というふうなものをつけなくて、これはほかにもいろいろありますけれども、この一点とてみても、これはとても世界に向かつて環境の問題を言うところまでいかないのです。まず東京のNO_xの問題をしっかりと片づけるという大決意を持って、ひとつサミットへ行ってもいいのですが、いかがですか。ごらんになってよくわかるでしょう、これ。

○国務大臣(宇野宗佑君) いつも言われることでございしますが、非常に狭い都市に多数の人口が集中してある。したがって、お正月あるいはお盆には空は青いがその他は非常に空が曇つておるといふふうな、一般にわかりやすいお話をしますとそういうことになるであらうと思ひます。したがって、CO₂の問題は、今後の国際的環境会議におきましても一番大きな問題でございまして、やはり我々といひましても、まずエネルギー等々考えました場合に、クリーンエネルギーが必要だということから始まっておるといふこととてございします。

したがって、その面におきましても、クリーンとは何事だ、原子力かというふうな話になつてしまひまして、原子力を否定する国々もたくさんございしますから、まず省エネだろ、さらには新技術の開発だろと。日本はそういうバランスをとりながら、この間の世界環境会議におきましても私は主張してまいつたような次第でございします。

だから、このようなすこいところで世界環境会議を九月に開いてもだめだ、そういうふうにおつしやればそうかもしれないが、しかし今後新技術の開発なり、そういう面において日本が先頭を切つてインシアチブをとらましよう、こういうふうなこの間も申し上げておるところでございします。その点も御理解願ひたいと思ひます。

か、東京のNO_xをもう一遍ひとつ、しつこいようですけれども、非常に大事なことになるので。

○国務大臣(宇野宗佑君) 常に私は政治家たるもの先頭に立つときには、まず腕より始めよ。行革も財政再建も腕より始めよ。腕とは何か。政府である。こういうふうな認識して進んでおりますので、そうした新しい技術等々の面もございまして、最善の努力を今後払ひたい、かように思っております。

○丸谷金保君 たくさん申し上げたいことあるの、これ。

この間質問に残した問題にFSXの問題があるのです。その中で一つ私が出した質問に対して政府答弁で「交換公文はいわゆる財政事項を含む国際約束ではないので御指摘は当たらない」といふのがあります。これはもうむしろ、今の外務大臣より宇野総理の方がFSXの交渉においての実態をよく御存じだと思ひます。これよくわからないのは、最初に日本は自分で開発しようとしたでしょう。三菱重工ですか、どこかが中心になつてまずやる。ところがアメリカの方からいろいろとブッシュがあらましたね。あえて圧力とまで言ひませんけれども、圧力かける前の段階の根回しがありましたね。それで、こちら側からアメリカの方に申し込ませるような形で共同開発しようという、こういうことになりましたね。そして共同開発を進めるとなつたら、今度はアメリカの議会がいちやもんつてきた。そして日本が次々と譲歩をしようの、これはやっぱり国民に非常にかわらぬと思うのです。しかもそれらのことをアメリカの議会ではがちゃがちゃやっているのに、日本の議会で例へばこういふものについての交換公文、私はここで交換公文につきましてもベーカー書簡を中心とした問題を挙げて宇野総理の名前で答弁もらっているのです。

要するに、交換公文というのは国際的な約束じやないのですか。これは財政事項を含むというところを入れたので、財政事項を含まなければ国際公文文というのは国際的な約束だと、財政まで含まないと。

いというふうな上手に逃げているのですけれども。だって約束したら財政負担しなきゃならぬでしょう。交換公文というのは一体どういふものなんです。国際約束じゃないと言ひ切れますか。そういうふうな言ひ方いいのですか。

○政府委員(福田博君) ただいま先生お尋ねの交換公文というのは、国際約束の形式として広く用いられているものでございまして、実績として申し上げますと、例へば我が国の場合昨年一年で三百以上年に国際約束を結んでおりますが、そのうち九五割ぐらいが交換公文という形式をとっております。

この交換公文につきましては、もちろん理論的には内容を盛つてもよろしいわけですが、通常は我々が言ひますか、いろいろな国で広く行われております慣行は、それぞれの国の政府が憲法あるいは法律あるいは予算の範囲内で授權されているという、その国の政府がそれ自体としてやることができるものについて国際約束をするのに用いられている形式でございします。

今回のFSXの合意につきましても、第四項でそれがはっきりとわかれておつて財政事項を含まないといいことがはっきりしているのです、ああいう答弁書を書いた次第でございします。

○丸谷金保君 アメリカの方はこれ議会になるのです。どうして交換公文で、日本の方だけはそのういふことになるのですか。

○政府委員(有馬龍夫君) 今条約局長が答えたいましたように、このFSXに關します交換公文は法律あるいは財政事項を含んでおりません、いわゆる行政取り決めでございします。行政限りで取り扱つたということとてございします。

米国につきましても、このFSX協定を実施するに当たりまして、対外武器技術援助法というのがございしますが、それに伴つて、どのような武器あるいは技術を外国に供与するかということと三十日間議事に提示する必要があるとて。その米国の国内法に沿つてとつた措置というふうな承知いたしております。

○丸谷金保君 この問題はあした外務委員会でもたやらしめてもらいますけれども、いいんですかそれ。

それで今度累積債務。これも一昨日時間がなくて触れられなかった問題なんですけれども、宮澤さんが提案したのに対して、やや似たようなものがブレイディ提案で出てまいりましたね。そうしますと、これはやや似たようなものですか、日本政府としては大体あの提案は受け入れて、その方向で進むという考え方なんでしょう。どうですか。

○政府委員(内海孝君) 丸谷委員だいま御指摘のように、いわゆるブレイディ提案は宮澤提案と呼ばれております我が国の提案とかなり共通部分を持ってあります。また、ブレイディ提案自身の作成の過程で私どもは十分に相談も受け、我々の意見も反映していると思っております。これは現在の状況にふさわしい提案だと思ひ、これを積極的に支持しております。

○丸谷金保君 それで、これはこういう表現使っているかと思うので、これは大蔵大臣にあれですが、一つは春の施政方針のときですが、「累積債務問題につきましては、国際的な協調の枠組みの中で、債務国ごとの事情を踏まえ、自助努力を前提に問題の解決を図ることが基本であります。我が国としても、最貧国について債務軽減措置を実施する」、「最貧国」という表現、後進国をこれはいけないというので開発途上国と変えるくらい配慮を要している、これはちょっと、まだどこからもう文句言ってますか、これ。最貧国、最も貧しい国と、こういう表現は私はやっぱり表現としてはちょっとこれから注意しなきゃならぬことだと思ひ、気がついたので、ついでに言っておきます。

ただ、ブレイディ提案、大体その方向でいくということになりますと、いろいろそれなりの問題が出てくるのです。例えば、日本の民間の金融機関にしてもやっぱりアメリカと同じように貸倒準備金の問題とかいろいろなことと同じような制度

要求が必ず出てくるのじゃないか。それが一つと、それからもう一つは、一番私は心配だと思ひのは、例えばアルゼンチンのようなインフレ、あそこが四百五十億ドルくらいです、債務国です。

私はこの間アルゼンチンに行ってきたのですが、びっくりしたのはブドウの農家へ、メンドーサという首都から一千キロくらい離れているところですが、一体ブドウの価格、ワイン工場に出す値段幾らぐらいうるのだと聞いた、いやブドウは売ったとき値段は決まぬのだというのです。どうしてだと言ったら、決めてもお金をそのとき払ってもらった、それで次の年までの生活もたないのだ。だから、ワインをつくってワインを売ったときに仕切ってもら、こういうようなインフレが続いているのです。またいろいろな方にも会つても、余り自助努力というか、借金払う気なかないです。大体あのインフレではどうしようもないです。

累積債務の問題については、総理は外務大臣として大変いろいろ国際会議なんかでも御心配したので、ブレイディ提案のような程度のことで一体整理がつくのか。私はとてもつかないと思ひますが、総理のこれに対する御見解をお願いしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今、内海局長からお答えいたしましたように、いろいろな提案がなされております。日本自体といたしましては、先ほど丸谷委員が御指摘になりましたいわゆるLDC国に對しましては、もう思い切りまして過去十年の債務、これは弁済は難しゅうございまして、去年のサミットで当時の竹下総理から五十五億ドルキャンセルというふうな思い切った措置をとりました。これは非常に高く評価されたのでございますが、今問題になっておりますのはやはり中所得国の累積債務である。これは主として今名前が挙げられましたような地方が多いのじゃないだろうか、かように思っております。

日本といたしましては、そうした国々に對しま

しても、既に昨年も還流資金三百億ドル、前回の還流資金は百億、合わせて三百億ドル、うち四十億ドルを中南米に回して、そして一応累積債務もあろうけれども、そうした流れにおいてぜひとも自立していただきたいというふうな姿勢も示しておるわけでございまして、意外とこうしたことは世界から非常に評価されております。

だから、今申されますところの、いわゆる一般の累積債務をどうするかということになりますと、やはり国際的な協調ということも必要でございまして、現在、日本とアメリカがそうした問題に関するいわば先陣グループと申しましようか、そうしたところと並びながら、その地方の問題を考へておるといのが現状でございまして、確かにこれを早く解決するということは、世界のいろいろな経済情勢に重大な影響を与えますから、私たちがいたしましてもさらに関心を持っていかねければならない、かように考えております。

○丸谷金保君 あと何かあったら言ってください。

○政府委員(内海孝君) ただいま委員からアルゼンチンの例が示されました。私どもの日本提案におきましても、またいわゆるブレイディ提案におきましても、最も我々の重視しておりますことは、この戦略が適用になります国は、IMFとの間で先ほど御指摘のインフレの問題、財政の問題等含めてしっかりとした経済再建計画が中期的、三年くらいの間をカバーする計画ができ、これをしっかりと実行して経済再建に取り組むという国のみを対象とするということとございまして、そういうことでない国に對して安易に適用することは非常に問題があるということにつきましては、私どもも委員と意見を同じゅうするものでござい

ます。

だと思ひ、このようにお述べになりました。この発言から見ますと、参院選終了後に臨時国会を召集し、秋には政治改革関連法案を処理して、その上で年内解散のタイミングをうかがうという政治日程を頭の中にお入れになつていらっしゃるのじゃないか、こう考えられるわけでございますが、総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

また、総理はこれまで、解散をして国民に信を問うのがけじめという説があるが今解散は考えていない、こういう主張をされていたわけでございますが、それを今回軌道修正して解散の前提について述べられたと私は考へるわけですが、その辺の意図はどの辺にあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) この間のNHKの私の所信表明といひますか、伊豆談話でいこうというようなことで、談話でございまして。談話から申し上げますと、私はこういふふうに言いました。今太田さんがおっしゃいましたとおり、解散というのもリクルート事件の一つのけじめでございまして。そういう説もございまして。しかし、私は、そのけじめよりも、やはり政治大改革をやつて、解散をして、同じような選挙法のもとでやってみてもやはり同じような結果しか得られないと大変なので、その前にひとつぜひとも政治大改革をやつてのけじめと思ひます。だから現在解散は毛頭考へておりません。かように申したわけでございますが、今いろいろと順番にお考へなさ

いまして、そういうようなお話は一切しておりません。確かに行政改革、財政再建、今さっきまで問題になっておりましたが、そうしたものを含めまして政治大改革であるということになります。とりあえずの問題はやはり選挙法をどうするのだ、政治資金どうするのだということとございまして、それから、あともう国会も一日でございまして、衆参ともいろいろという面に関しまして、衆参とも御努力をしていただいております最中でござい

ますので、私はそういう御努力がそうした法案に
関しましては、最後の最後まで期待し
たいということでございますから、まだ秋の臨時
国会がどうのこうのと、そういうことには私は触
れたことはございません。

○太田淳夫君 それからも一つ、総理は十六日
の自民党主催の支持団体の懇談会で消費税につ
いてこのように意見を述べられてみえますが、「消
費税は福祉を目的とする」と私は定義づけた。そ
うした立場で我々は戦いに臨む、こういう意見を
述べられてはいるわけですが、やはりこの点に対
する真意を明らかにしていただきたいと思ひます。

これは多分に、国民の反発が激しい消費税に
対する批判を和らげるために、福祉財源と位置づ
けることで対参議院選向けのリップサービスでは
ないかと、こう思うわけでございますが、その点の
総理の真意はどのようなものでございまいしょ
うか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 消費税は、常に両院で
御説明いたしておりますとおり、高齢化社会、さ
らには国際化社会に備える一つの税である、か
ように考えました場合に、時折、雑音と申しては失
礼でございますが、いや消費税は国防を増大する
ために使うのだというような説もなきにしもあ
らず。いろいろそういうところでタックスペイヤ
ーは非常に困りであるのではなからうか、かよう
に思ひます。

しかし、私が、やはりそれを一つの定義づけを
するのならば、消費税は福祉にせむとも充當した
い、それを優先して使うのが本義である、このこ
とを申し上げた次第でございます。

ここで注意しなくてはなりませんのは、目的税
は絶対的ではありません、そういうことでござい
ます。したがって、三％という税率は、前内閣
もさううでございしますが、私の内閣におきまし
ても三％はあくまで三％、これを上げる必要はござ
いしません。こうしたことをお考え賜りまして、そ
れでひとつ福祉に充當したい、これが私の気持ち
でございます。

○太田淳夫君 総理のそのときに発言されたこ
との中に、今回の消費税は高齢化社会に備えるもの
で、十兆円の福祉予算の中で消費税の収収はわ
ずかなものかもしれないが、消費税は福祉を目的と
する、こう述べてみえるわけでございますね。

そうなりますと、当然福祉予算と消費税の収
入との間に何らかの因果関係を考えるべきじゃな
いと思うのですが、例えば消費税の税率増につ
いてはすべて別枠として福祉予算に組み込むこと
を制度化する意向を持った消費税の福祉目的化、こ
ういうことも総理は腹の中に考えてみえたのじや
ないかと私は思ひます。

また、この発言をいろいろ聞いてみますと、や
はり福祉予算に消費税収を充當するという根拠を
つくりながら、将来的に消費税の税率の引き上げ
の理由にしたい、こういう危険をやはり私は
感じます。その点について、その点のよう
にお考えでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今申しましたとおり、
消費税は目的税でございます。しかもまた率
を上げる意図は私は全くございません。これは財
政当局も同じであらうと思ひます。

また、消費税の仕組みから申しますと、そのう
ちの四割は地方公共団体に譲与税または交付税と
して配分される。これも御承知でございますし
う。そして、福祉の予算は現在十一兆円ござい
ますが、私はやはり、これは高齢化社会が進むに
つれて、いろいろこれはやはり十一兆円
で済まないであらう、こういうふうに思ひます。

したがって、消費税額は三％ですから、これ
はもう同様であらうけれども、こちらへはえま
す、したがって、それに充當いたします。こ
ういうことでございしますから、伸びたものをまた伸
ばそうと、そんなことは全く考えておりません。

○太田淳夫君 今国会の審議におきましても、消
費税の欠陥がいろいろ指摘されました。総理大臣
も大蔵大臣も消費税の問題点として、いままでも
五項目についていろいろと挙げられていらつしや
いますが、それは総理の諮問機関でありますこと

ろの税制調査会で具体案をまとめるということに
なるわけでございますけれども、総理としてはそ
の消費税の改正作業について税調からいつごろ答
申を求め、あるいはそれを法案化していこう、そ
ういう構想を持っておみえになりますか。

○国務大臣(宇野宗佑君) これもしばしば申し上
げておりますが、私たちがいたしましては、今
回、もう既に成立いたしました改定法に従
いますならば、一年たった時点で見直しなさいとい
うことになっております。しかし、ここで見直し
見直しと言つてしまふと、じゃ免税点三千万
円見直し、こういうふうになつてしまふ
から、私たちはそんなことは考えておりません。

恐らく税調におきましてはもう見直そうというこ
とが本来の税調のお考え方であつたかもしれませ
んが、消費税は初めての税でございますから、非
常になじみが薄いので戸惑いも多い。主婦の方々
も毎回三％取られる、どうしたものであらうかと
いうような悩みを持つていらつしやいます。も
し、それが内ならばそんな悩みはなかつたらうと
言う方がおられますが、内だといはしますと果た
して便乗値上げがないのかという問題も出て
まいります。したがって、そういうような主
婦の悩みにも私たちは耳を傾けるということも必
要でございます。

いろいろな声があると思ひます。これと
これとこれといつてここで言ひますと、それを見
直すのだというふうなことになるかもしれませ
んが、まだ私は、それは私の仕事というよりも、
これはあくまでも税調のお仕事である、だから総
理大臣あるいは大蔵大臣がこれとこれとこれと
言うわけにはまいりません。したがって、来
年の五月を待たずに、できるだけ早い機会に勉強
してくださいといふことを、私は組閣と同時に
村山大蔵大臣にお願いを申し上げまして、来る二
十八日ごろに税調が開かれまして、そこでこの問
題に關しまして政府の税調として公平、また本
当に微細にわたりまして着手をして勉強していただ

くといふふうなことに相なるわけでございます。

○太田淳夫君 消費税のいろいろな論議の中で最大
の欠陥というのは、消費者が払った消費税の一部
が国庫に納入されないでそのままとつてしまふ
ということでございます。それも一つありまし
た。こういうような事態を招く原因というのは、
中曽根総理のときの売上税反対の急先鋒を務め
られたところの流通業界を初めとする事業者、
そこに対する対策として簡易課税制度等の特例措
置がとられたわけでございますが、やはり見直し
ということになりますと、もしもなかつたらうこ
とになれば、事業者に対する公約違反ということ
になるかと思ひます。

また、総理としましては、この作成の経緯をい
ろいろと考えてみますと、消費税が制度化してし
まえばしたものだといふことで、これを覚えて
しまふといふことには少なからず抵抗感があるの
じやないかと思ひますが、その点のよう
か。

○国務大臣(宇野宗佑君) 私は、消費税そのもの
は貴重なこれからの税法でございますから、いつ
も申し上げますが、これを撤廃するといふ意思は
毛頭ございません。しかしながら、定着するとい
う方向で国民の方々の御理解を得たいし、また政
府当局といたしましてはもう一層の努力をしま
う。かように思つております。

したがって、そういうことで、我々とい
はしましては、やはり将来を考えたときと必要
な税法でございます。よく竹下総理が申され
ましたが、将来は、ああこれに改正しておいてよ
かつたなという時代が必ず来るとおっしゃって
いました。私もそれと同様の意見を持っております。
しかし、その間にはやはり謙虚に国民の声に
耳を傾けるということが必要なんだ、そういう気
持ちは私は忘れたくないといふことでございま
す。

○太田淳夫君 我々は、やはり幾ら見直しをし
ましても消費税の欠陥というのは正できない、し
たがって撤廃すべきであると私たちは主張して

ります。

また、この際、話は変わりますが、いよいよ来月中旬パリ・サミットに出席をされるわけでございますが、サミットで議題となることが予想されている問題について若干伺っておきたいと思ひます。

最初に中国情勢についてでございますけれども、中国は保守強硬派主導で一応の秩序を回復をしていると伝えられておるわけでございます。サミット出席国の欧米では、民主化勢力を武力弾圧してあります中国の政府に対して、対中制裁姿勢を強めてきているわけでございますが、私は、欧米と異なり日本は隣国でございますから、我が国の立場からしきで対応の仕方があらうと思ひます。一時的な中国の反発を恐れて手をこまねているだけでは、世界各国から批判を招きかねないという指摘もございませうけれども、これらの問題を含めまして、外交経験の豊富な総理の対中政策、姿勢というものを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) 太田委員も御指摘のとおり、隣国ということは大切なことでございませう。だから、太平洋を隔て、あるいはまたいろいろと大陸を隔てた国々との間には、おのずから隣国としての節度も、またわきまもなくしてはならない、かように私は考えております。

で、やもすれば、そうしたことが何か日本は先進諸国の姿勢に対しておくれをとっているのじやないかというふうな御批判の向きもありました。が、過般米の経緯を私が考えるに、過般米私たちが慎重にやっていたりしましたことは非常に良かった、かように思っております。このことも、北京在住の日本大使からも私あて私信が参りまして、非常に日本政府の姿勢がよかったのでトランプが起きず、私たちはよき隣人として今後いろいろ問題について、隣人としてのアドバイスをするときにはアドバイスをいたしましょう、こういうふうなことが言われてまいりましたので、私は非常によかったと思ひます。ただ、あの間におきまし

て、軍隊の銃口が国民に向いたということは、私は人道にそれを許容する範囲を超えておる、こういうことはもうはっきり申し上げたわけでございませう。

したがって、いろいろな問題が起つておりました。アメリカは非常に厳しい姿勢で臨んでおられます。それも私は先進国としてそういう姿勢がとられておることも、そのゆえなきにしもあらずとは思ひますが、私たちといたしましては慎重に見守っていきたいと思ひます。

きょうは、そういう一つの御質問がございまして、一つだけ我々としたしましての考え方、もう一度新たなことを申し上げておきたいと思ひます。

既に本国会において申し上げてきておりますとおり、最近の中国政府による学生、一般市民に対する取り締まりの強化は、それが中国の国内問題であるといいたしまして、民主主義国である我が国の基本的価値観とは相入れないものであり、個別の問題について申し入れは行いませんが、我が国のこのような原則的考え方につきましては、本日この場で私も改めて表明いたす次第でございませう。

○太田淳夫君 確かに、総理の言われましたように、諸外国は非常に厳しい姿勢をとっておりますし、あるいはサミットでこの問題はやはり政治課題として取り上げられる可能性があるのじやないか。それで、やはり日本としても公式的な発表をするときが来るのか、あるいは中国に対していろいろと統一的に、今回の事件につきまして日本政府として中国政府に見解を求めていられしやるのじやないか。どうでしょうか、その点は。

○国務大臣(宇野宗佑君) 今のところはまだまだいろいろな内政問題が、整理されつつあるとは考えますが、いわゆる私が言う、天安門のあの広場から戦車が消し、また軍人が姿を消すという状況には至っておりません。だから、私たちはやはり、今後、隣としてのいろいろな協力は惜しませんと、惜しませんが、皆さんも御承知の春風胎動

たるあの広場の姿が再現することを私は望みます。同時に、やはり中国が国際社会から孤立されないよう、我々としたしましてもしうした面において特に関心を有しておりますというのが日本の立場でございます。

○太田淳夫君 あるアメリカの議員は、日本の人権問題の立ちおくれという点で批判をしておる人もみえますが、特に上海の三被告の死刑確定について、即刻ブッシュ大統領を初め欧米各国は、その自重を求める声明を伝えるほど迅速な対応をしているわけでございませうけれども、その点、総理の、人道に上から見た対応、対中国政府への対応は、その点はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 先ほどここで、民主主義国たる日本から見た場合にいろいろな差はございませうが、個々の問題に私は今日言葉差し控むことをいたしたくない、こういうふうに申しました。そうしたことで、今後も推移を見守っていきたい、かように考えております。

○太田淳夫君 次に、やはり先ほど同僚委員から話もございしましたが、サミットでは地球環境汚染の問題について討議されると思ひます。特に、地球環境汚染につきましては、フランスのミッテラン大統領が非常に熱心にこの問題を取り上げることを主張されたようでございませうし、サミットの議題となり、そして相当厳しい態度が各国から披露されてくるのじやないかと思ひます。

それに対する日本政府としての対応も十分ではないかなきやらないかと考えますし、また、先ほどの丸谷委員から話がありましたように、九月には東京会議が開かれる。ここでも我が国が経済大国としてあるいは技術先進国として、地球環境保全のためにどのような具体策を提示し率先して実践していくべきか、何と申しますか、世界に貢献する日本の真価の一部がそこで問われてくるのじやないかと思ひますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) この間IEAの会議がパリで行われまして、私も通産大臣も参加いたしました。ここでは先進国がほとんど来ておりましたし、なおかつ、チェルノブイリ原発の被災国と申し上げてもよいと思ひますが、北欧の国々も参加しておられました。そうしたところで環境問題というものがエネルギーに關してされたわけで、それは先ほど丸谷委員にもお答え申し上げたような考え方もあるわけでございませう。

しかしながら、そうした以外にフロンガスによるオゾン層の破壊であるとか、あるいは熱帯雨林の問題であるとかいってございませう。私はフロンなんかというものを考えました場合に、日本はどういう特色があるかなど。普通フロンはお互いに使いますスプレーから出ると、こういうふうに使われておりますが、我が国におきましては産業のIC、これをフロンによって洗浄する、これにほとんど大量に使われておる。そのほかやはりクラーとか、そうしたものもございませう。だから、各国事情がまちまちであるかもしれせんが、やはりフロンにつきましては代替物を私たちが考へていかなければならぬ。つまり、新技術の開発であるということをお願いしたい、かように思っております。

なおかつ、CO₂に關しましては、どこが一番大きいかと申しますと、アメリカが一番大きく二番目がソ連で三番目が中国で四番目が日本だと、こういうふうな言われておることは太田委員も御承知賜つておるところでございませう。しかし、四番目だからというのじやなくして、やはり私たちは積極的にこれに取り組むたい。

特に、熱帯雨林という問題では、南方において開発されたいろいろな森林が本場に滅亡に瀕しておる。これは焼き畑農業という独特の農業もございませう。しかしながら、日本は木材国であるからとんと日本がそれを買つてやつておるのだというふうな意見もございませう。中には、ブラジルでもついでこの間、アメリカのある人が太平洋に向かつて道がつけられておる、これは日本だと簡単に言つてしまひますが、全く日本は関係なかつたわけであります。

かくのごとく、経済成長とそして地球環境というものは、正比例するような姿においてほとんど問題視されておりますので、常にこの犯人は日本だ日本だというふうな風潮がございますが、私たちはやはりそうしたこともきちっと説明をしながら、今申し上げましたような環境問題に關しましては、我々もいたしましてあらん限りの努力をして、特に日本の技術というものを、技術開発のため資金に關しまして日本に關心が寄せられておる。そうしたことを日本は日本、アメリカはアメリカと言わずに、世界的な規模において何とかしようじゃないかというふうな話が、恐らく私はサミットにおけるところの各国首脳の方方になってくるであらう、かように考えております。したがって、当然それに対処するだけの準備は必要である。御指摘のとおりでございます。

○太田澤夫君 また、九月の東京会議これは竹下前総理が非常に御熱心なやうな態度でございまして、内容は世界のやうな環境関係の学者、文化人の方が集まって討議をされるというところでございますが、やはりそれを日本で開催されるというところでございまして、日本政府としても率先して世界環境保全のための提言をそこですべきじゃないか。これは本会議でも申し上げたのですけれども、その点はどうか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 環境会議はもう最近寄るとさわるが我が国においても開催、我が国においても開催というふうになっております。中には、そのインシテプの取り合いというものが、あることは既に御承知賜つておると思いますが、日本はいろんな国際会議には必ず出るやうなやう、それが南であれ北であれ、必ず出るやうなやうとが大切だということで、大臣が忙しいときには政務次官が出席するとか、そうしたことで環境庁長官も率先して出ていただいたというのが、昨年の暮れからの今年に至る日本の環境会議に対する熱意でございます。

そうしたことで、東京におきましてもその会議を九月に開くことと相なりました。もちろん、そのためには日本といたしましても相当な準備も、また今御指摘のような面もございまして、まあ最初から日本はこうだということも必要でございます。最終的には共同コミニケによつてそうした問題を処理していく。コミニケは参加者全員の合意によつてつく、多数決ではない。こういうふうなことでつくと国際会議は買かれておりますので、そうした面におきましても、当然主催者としての自覚と努力、これは必要である、このように考えております。

○太田澤夫君 それから、サミットの課題としては農業政策がやはり議題になるのじゃないかと思うのです。

我が国の場合、農産物の十二品目の自由化が計画的に進められていることから、特にアメリカを中心とした米自由化要請に対する対応策につきましては、総理はサミットでどのように説明されるのかお伺いしておきたいと思つたのです。

聞くところによりますと、ことしの米価算定に当たりまして、従来の方式より米価が低く出る新算定方式を導入した上で、実際の米価は政治加算などで据え置きとすると、こういう案が有力であるやうに聞いているわけでございますが、このやうなわけば玉虫色の日本的な解決策が事実としますと、それはサミットの場ではなかなか受け入れられないのじゃないかと考えられるわけでございますが、どのように総理は考えられますか。

また、我が国の食糧安全保障としての米の生産の重要性、これを総理が強調することによつて米の自由化問題に対する解決の道が開かれるのではないかと、こう思つてございしますが、三点まとめてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 米価に關しましては、あくまでも米審という政府の機関がございまして、ここで公平、公正に御決定願いたい、私はかように存じております。また、自由民主党には本当にベテランがたくさんおられまして、農林三役とい

う方々もおられます。この方々の御意見等々もまだ伺うという時点には私は立ち止まっておりません。

その次に、農業とサミットという問題でございます。米国と日本との間では、農業問題に關しましていろいろと今日まで二国間の交渉がございまして、一つは、ガットでパネルでいろいろと協議して日本の説はついに敗れた、だから二国間と、これならいいのでございしますが、本来ならばガットというものは、いわゆる二国間というのとはグレートゾーンと申しまして灰色のやみ取引じゃないか、そういうことばかりしてちやいかぬよと。だから公平に九十六カ国参加のもとにやうていまして、これが本来の姿でございますから、私もシュルツ國務長官との間においては、もう二国間で米はやめた、そんなことをしておつてはおかしくない、シュルツさんもそう申されまして、昨年の七月、東京でそのことを合意しまして、それでガットのマルチにのつておる、多数国間の交渉にのつておるわけでございます。

私は、農産物というのはやはり天候に支配されるところが多うございしますから、著しく非経済的な面が多い。これは産業である、これはもう日本だけではなくて各国が言っております。だから、ECとアメリカとの間のすさまじい農産物競争もございします。そうした中において、四月のウルグアイ・ラウンドの中間レビューのジュネーブにおけるいろんな交渉におきましては、一応我が国といたしましては米は九十六カ国全部がテーブルに着いたときに申しましたことを申しましたし、さらに基礎食糧などというものを申しましたし、日本のような狭隘なところでは、これはもう完全に安全保障に關する食糧である、こういうことを認識してくださいよということを申し上げました。

そのほかにも、今御指摘になりました保護水準をどうするか。各国保護水準がございします。アメリカは、例えば米を日本へ輸出しよう、その場合には、タイ国の米とアメリカの米はタイ国の方が

安うございしますから、したがって輸出補助金をつけなければ輸出ができない、その米を日本に輸出しようとするのかという、アメリカ国内におきましてもそんなことをすればアメリカの財政赤字がますますふえるよという議論もあつたわけ、私たちはそうしたことを踏まえまして、こういう問題に關しまして、保護水準は上げません、ひとつ保護水準というものは下げることはあつても上げません、こういうこともこの間のジュネーブにおいて議論がされ、またまとしております。したがって、今回はいろいろな問題をそつた一つのとめの中で考えていくということも必要だろうと私は考えております。

サミットではどうかとおっしゃいますが、先年はサミットで農業問題が著しく議論されたが、ことしはせつかくウルグアイが進んでおるわけでございますので、あるいはサミットにおきましては当然お話しは出るかも知れません。出るかも知れませんが、あるいは出ないかも知れません。そういうやうなやうな場合は、今おっしゃつたやうな観点におきまして、私はきちつとしたことを申し述べて、そして国会決議もございしますから、政府は自由化反対という国会決議を尊重いたします、今後とも自給によつてひとつ我が国の米の生産体制を支えていく、これに対して政府は力を込めていく、これが今日の政府としての考え方でございます。

○吉井英勝君 私は、まず消費税につきまして若干お伺いしたいと思います。

先ほど来議論もあつたが、六月十九日に総理は、福祉目的税ではないが優先して国民福祉の充実に充てるやうなことを言われました。それに先立つて六月十六、十八、十九とそれぞれに、特に十八日の新潟の選挙の応援では福祉に充てることを約束するとか、福祉が目的と定義づけるとかいろいろお話をされましたが、先ほど福祉目的税ではないと答弁をされました。しかし、同時に統一見解として発表していらつしやるのは、これは優先

的に国民福祉に充てるといふ、こういうことです。

この消費税というのは一般財源であり、優先的に充てるといふことはこれは全く意味がないというところをまず申し上げておきたいと思ふのです。

新潟の選挙では、消費税はすべて福祉に充ててことを約束するおっしゃるし、東京へ戻っていらつしやる今度ではあれは福祉目的税でないといふふうにいふかえるといふのは、これは何一つありません、私の顔がうそをつく顔に見えますかと言つておつて、選挙のときはなかなかうまいことをおっしゃるのだけれども、選挙が済んだらころろと変わるというのと同じように、選挙をやつてい現場でおつしやつたことと、違ふところへ来るまたお話が変わるといふのは、これはその発想において同じじゃないかとうかがえるわけですが、まずこの点についての御見解を伺つておきま

○国務大臣(宇野宗佑君) 演説とかあるいはまたスピーチ等いふいふございますが、私といたしましては、やはりそうした中からきちつといたしたのが最終的に申し上げたやつでございます。決して新潟県で選挙だからオーバーな表現を用いたとか、何か票欲しさの誘導作戦を講じたとか、そういうことではございません。やはり消費税を説明する場合に、高齢化社会、国際化日本、こうしたことを考えた場合に必要だと、こういうふうには従来国会におきましてお答えを申し上げてまいりました。したがういまして、そういう意味から福祉に充てますと。そこで、すべてということはどうだというようになすに話になりました。私は結論は、優先して充てて、それは充てます。結局は、福祉税といふものは十一兆円という大きな福祉予算から見ればそのうちの一部であらう、だからこれは予算どきには充てます、優先します、すべてになるでしょう、こういうふうな私この間もきちつと申し上げておるわけでございます。したがういまして、その場合大切な

のは、三〇という税率は絶対私はさわりませんからこれは据置きでございます。なおかつ、目的税ということになりますと、では十兆円集めるのかと、すぐそういうふうになります。だから、私は最初から目的税ではございせん、こういうふうにして申し上げておりますので、その点も御理解を賜りたいと思つた次第でございます。決して右へ左へとぶれながらお話をしているわけじゃない。選挙が終わつたらそんなのは吹っ飛ぶのじゃないか、こういう御懸念でございますが、そういうことはいたしません。やはり貴重なときでございますから、国民の御認識を得るためにも、私は、目的税ではない、そして三〇はさわりません、上げません、なおかつ福祉に充てたいとします。十一兆円という予算は、将来は十二兆、十三兆と、このように我が国の予算が伸び、さらに福祉政策が伸びた場合には伸びるでございましょう。だから、それだけになったら今の五兆円なら五兆円を六兆円にするとか七兆円にする、そうじゃございせん。三〇は三〇そのままでございせん。もし国民の消費がふえたら、それに従ひまして三〇の自然収入はございましょう、こういうふうにして申し上げているわけでございますので、どうぞその点は御理解のほどをお願いいたします。

○吉井英勝君 目的税でないとおっしゃるわけですから、消費税は当然のことながら一般財源です。ですから、一般財源であるものについてどれを優先的に差し向けるなどということは、全く意味がないということをおはさず申し上げておきたいと思ふわけでは。

それで、五月三十日に報道されておりますように、例えば日本生協連などが調査をしたところでは、収入の低い世帯ほど収入に対する消費税の割合が高くなるという逆進性が明らかであるということとか、いろいろ調査の結果が出ております。なお、この時点で、平均的に見れば消費税額は一カ月五千九百円という話も示されておりますが、実は私はこの間大阪で、これはほんの一例にすぎませんが、八十四歳になるおばあちゃんからも

涙ながらの訴えを伺いました。それは、年金額はちつともふえないのに、買い物に行くたびに大根にも目刺しにもみんな税金を取られる、もう若いじめはやめてくださいという本当に悲痛な訴えです。ですから、今総理は、福祉のために振り向けるというお話を言つておられますが、福祉を口にするならば年金暮らしの老人世帯とか生保世帯、母子世帯、身障者世帯そして福祉施設の運営などに今本当に大きな打撃を与えているわけですから、消費税をやめることこそ本当は福祉のためには真つ先に必要なことだと私は思うのです。福祉ということをおっしゃるならば、その点についてはいかがですか。

○政府委員(尾崎護君) ただいまの御質問にございました数字の点についてだけ申し上げさせていただきます。生協連の調査等が発表されております。そのほかいろいろの家計簿から計算した例などがよく出されるわけでございますけれども、御承知のように今回の税制改革におきまして消費税の負担額、政府は消費税の新たな導入のほかに物品税等の減税をやつていくわけでございますが、それを差し引きましてネットの負担増について計算しているわけでございます。それに対して、家計簿等を用いて計算をいたしますと減税分が出てきてないわけでございます。その減税分を、まず物の値段を下げてしまひまして、下げたものに三〇を掛け、その三〇のところだけを計算しておられる。したがういまして、家計簿をもとに計算をいたしますと、消費税の負担額というのは高く出るわけでございます。これは大変綿密に家計簿をおつけになつて調査でございますから立派な調査だと思ふのでございますが、家計簿を用いますとそういう限界がある、したがういまして負担が大きくなるというところだけ申し上げさせていただきますたいと存じます。

○吉井英勝君 私は総理に伺つておつたのですがあなたは物品税が下がったから下がるはずだ

と。なぜ大根やメザシが下がるのですか。庶民の暮らしの生活の実感の中から出てきている話なんです。あなたは平均というふうなお話です。きょうは、あなたとの議論はまた別の機会にやりますから、せつかくの機会です。私は総理に伺つておりますので。そういうふうな実際に、先ほど言いました年金暮らしの老人世帯とかそういう世帯にとつて、本当に福祉のことを口にされるならば、消費税によつて福祉を必要とするところが一番痛い思いをしていくわけですから、まさにこの消費税を真つ先にやめることこそ福祉のために一番大事なことでないかということこそ総理の御見解を伺いたいわけでは。

○国務大臣(宇野宗佑君) 福祉を中心として考えても消費税はいけない、こういう御趣意でございますが、私といたしましては将来高齢化社会というものを考えますと、やはり今の間にこうした新しい税制をつくつておくことが必要だ、かように申しておるわけでございます。

政府の統計を見ましても、二十一世紀、九十歳代の方も相当おふえになります。女性が三、男性が一、こういうふうなことを考えた場合に、将来やはり十二分にそのことを考えていかなければならぬ。だから、消費税だけ眺めますと確かに今おつしやつたように気の毒だといふ面もあるかもしれない。政治全体といたしましては、やはり福祉は福祉、高齢化社会は高齢化社会としての別の政策並びに予算等々によりまして、その御面倒を見ていかなければならない、これも一つの政府の大きな仕事であつて、現在それをやつております。

だから私は、今どこを見直すかという先ほどのお話もございまして、ことごとくことごとくというふうなことはもちろん言いません。したがういまして、いろいろな国民の声がございまして、そうした声を謙虚に聞く必要があるというので、来る二十八日から税調が開かれる予定であるということをお申

し上げましたが、税調は、今いろいろとふなれな税制に関する国民の声を率直に聞いて勉強していただくということをごさいますので、今申しましたようなことも一つの声として、税調におきましてはいろいろと勉強の対象になるのではなからうか、かように考えております。

○吉井英勝君 高齢化社会を支えるための財源という議論につきましてはもう昨年も随分やっておりますが、実際に働いている人の人口でみずから含めて支える割合がどうなるかという、これはもう議論済みでありますので私はあえてここで繰り返しません。福祉を破壊して、福祉を壊しておいて福祉のためと言うのは私は詭弁だと思っております。

今、少しお話になりかけたことですが、国民の批判や矛盾を前にして、痛税感のある外税を内税方式にするとか、免税点を引き下げてほぼ全業者を納税業者にして消費税を徹底することとか、簡易課税をなくすることなど、消費税を徹底する方向での見直しと称するものも検討されているようでありまして、その中で、帳簿方式の見直しについて先日六月十三日の予算委員会、我が党の近藤議員の伝票方式への移行ではないのかとの質問に対して、村山大蔵大臣は、帳簿方式を税額方式やインボイス方式に移すことは考えておりませんという御答弁がありました。総理も帳簿方式をインボイス方式などに移すという考えを持っていないということをごさいます。総理も帳簿方式をインボイス方式などに移すという考えを持っていないということをごさいます。

○国務大臣(村山達雄君) これは売上税のときに税額票方式でございまして、これが非常に手間をとるといふことで所得税あるいは法人税の計算と同時にやれる、それもコストをかけないでやれるというのが今度の消費税の骨格をなしているわけでございます。したがって、もちろんいろいろな点を税調では検討されておりますが、これを直せという意見は恐らく出ないであろう、これは骨格をなしているわけでございます。

ら、そういうことをごさいます。

それからもう一つ。先ほど年金者とかいろいろおっしゃいました。これはしかし税制ではどうにもなりませんので歳出でやっているわけでございます。年金者につきましては、特例のあれで九月までは〇・何%、その後は実質的に十月から改正するわけでございます。もし年金法が通ると多分六%ぐらい上がるのじゃないかと思っております。そして平成二年度からは、元年度の消費税を含めた物価上昇分は即そのまま給付の引き上げにつながるはずでございますから、完全にん補するわけでございます。

なお、弱者に対しては補正予算で一万円出したことはもう御承知のとおりでございます。また、同じようなことが生活保護者についてもやられておる。今度の予算で四・二%上げるといふことが決まっていることも御承知のとおりでございます。

今、弱者に対して何もやってないとおっしゃいますから、いやそうではございません。それは歳出で全部見てございまして、考えられるすべてのことをやっております。こう申し上げたわけでございます。

○吉井英勝君 私の聞いていることとまるで外れたことを言うて時間を余りつぶしていただきたくないのです。

実際に国民の生活実感の中からの話を総理に聞きいただいたわけですから。

それではつきりしていることは、村山大臣は帳簿方式を税額方式、インボイス方式に移すことは考えていないということをごさいます。それだから、総理もあなたも今認めていらつしやるわけだから、総理もその点は同じなんですかというように総理に伺っているのです。

○国務大臣(宇野宗佑君) この間インボイス方式に關しまして、私もはつきり大蔵大臣と同感の意を表しておりますから、本日当然そのとおりのお答えしかいたしません。

あるいはまた簡易税額制度直すのじゃないかという既にそうしたお話ございましたが、これも今直して、三千万を二千万に引き下げるのだ、そんなことは一言も言っておりませんので、すべてはやはり税調において国民の声を聞いて勉強してくださいという意味でございますから、その点を改めてお答え申し上げます。

○吉井英勝君 そこで、国民の声を聞いてというお話でございますので、各紙の世論調査、よく御存じと思いますが、東京新聞六月十八日が一番新しいですが、廃止せよというのが五四%です。現時点で反対だというのは七五・三%とか、日経、共同通信、日本生協連など見てまいりますと、五三%、六五%、あるいは物によっては生協連のように八八%が廃止せよ。ですから、本日に国民の声を聞いてということであれば、廃止とか反対の声というのは廃止だけで八割超えているものがあります。八〇%台に達しているわけですから、その点を伺いたいのですが、どうですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) やはりなじみの薄い税でございますから、まだ戸惑いもあり、また不便さを感じられるということでございます。しかし、我々も政府の責任で調査をいたしておりますが、いろんな面においておいおいこの制度、こうしたものの御理解、その上に立ちましての直接転嫁、これも非常に理解をされておるといふことも聞いております。したがって、あなたは賛成か反対かと言え、あともちろん反対だとおっしゃる方が多いかもしれませんが、そうした中におきましてはやはり私たちはさらに努力をしなくちゃいかぬ。この努力だけは忘れません。

したがって、そうしたいろいろな国民の声を聞くというのは先ほど来申し上げておるところでございます。いろいろな世論調査を私は尊重して大切にしなければならぬ、かように考えておりますが、次回はその理解度がさらに深まりますよう努力したい、かように思っております次第です。

○吉井英勝君 国民の世論に耳を傾けるという点ではこれはまず廃止をするべきものだということだけ申し上げておきたいと思っております。

次に政治改革の問題について伺いたいのですが、自民党は政治改革推進本部の部長に伊東氏を据えられましたが、これに伴って、自民党政治改革大綱というものは変えられるのかどうかですね。この点はいかがですか。

○国務大臣(宇野宗佑君) 御承知のとおり、きょうその肝心な林修三さんがお亡くなりになりました。この方が、言わねばキャップとしてつくっていただいたのが有識者提言でございます。だから、私はその計報に接しましたときに、この有識者提言という遺言は私はまず一番に守っていきましよう、こういうふうに申し上げたわけでございます。その有識者提言つまり第三者による提言、それを骨子といたしまして後藤田さんが本心に懸命の努力をしてつくられたのが大綱でございます。その大綱に基づきまして政治改革を推進するという本部を設けなくちゃいかぬ、こういうことで、幸いにも伊東さんと後藤田さんがそれぞれ本部長と本部長代理につこうということを決意されまして、大体その機構は今整いつつございます。だから、当然大綱というものが、その中におきましても大きな幾つものまだまだ問題がそこに書かれておることは御承知賜っております。

その大綱の一部におきまして、既に衆議院に出されておる選挙制度改革法案なり政治資金改正法案がございまして、そのほかにもやはり中期、長期にわたってのいろいろな問題がございまして、したがって、こうしたことを私たちは、これまた大体二十八日ごろからその作業が始められると思っております。選挙制度改革委員会におきましてぜひひとつ頑張つてやっていただきたい、ここには国会議員は今度はおられませんが、しかしながら、それぞれ各界各層を代表する方々が皆入っておりますので、そうしたところで政府は政府で頑張る。したがって、それと並行いたしまして、先ほど陳より始めようというお言葉がございました。

したがって、企業献金、団体献金を明確にしてこそ本来の意味での政治改革につながるわけですが、この点について、これを明記されるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宇野宗佑君) 企業献金に関しては、過般来当院におきましてもしばしば御答弁申し上げております。企業は社会的な存在である。だから、企業にも政治活動という面もあるであろ

土地問題は内政の重要問題だという点はお触れになっているのでありますが、これをどうやって解決するかという経綸と決意が実は一番聞きたかつたのでありまして、鎌倉時代以来一生懸命でやってきました我が日本民族でありまして、土地問題というのはなかなか口先だけで処理ができるような生易しい問題ではございません。そこで、総理としての経綸と決意が何としても伺いたかった。

土地に関しましては、あれもこれもという気持ちがございますが、やはり中心を絞っていったものでございますから、そうした点におきましてはあるいは抜けた面があった。

そこで改めて申しますと、やはり私は常に憲法第二十九条を頭に描いております。これはもう若いときから言っておりますので、そらんじておるやうであります。すなわち、「財産権は、これ

おります。だから、私の土地に関する理念を述べよということでございますが、以上が私が考えておるところでございます。

○栗林卓司君　大変残念な国会でございます、政治改革関連法案は衆議院で継続になりますでしょう。また、土地基本法も衆議院で継続の見通しであります。このようなことをしておったのでは、それは一生働いても首都圏では家も持てない

という有権者の怒りは消えませんが、そこで私は決意を申し上げたのであります。やっぱり荒々しい決意でないといふこともだめだと思ひます。これはある意味で言ひますと、政治と行政の基本を揺るがすような大問題でありますから、土地問題にさわるということは政治改革そのものなんです。行政改革そのもの。これは総理としてまさに裂帛の気概を持って挑戦していくべき課題だと思ふのです。

まだ経緯を伺うといひましても、うとなかなか出ないのではありません。ぜひ御検討をいただいて、ゴルバチョフがペレストロイカを始めるときに、彼も忙しう人だと思ふのですが、こもつて本を出したわけですね。あの本のおかげでゴルバチョフが何を考へてゐるか、みんな、我々もわかつたのです。ですから、お忙しい総理でありましたけれども、筆が立つことはよく知つておりますので、ぜひわかるように一遍御研究いただいてお示し願ひたいと思ふのです。

次に、あと一つ、先ほど来の質疑を聞いておりました。氣になつたものから伺うのですが、消費税につきましては国民の皆さんの御意見を率直に受けとめて見直しをいたしますという御返答でございました。

としますと、聞いてゐる方としますと、じゃあれだけ言つてゐるのだから聞いてくれるのだからなというぐあいに受け取ります。ところが、本当にそういつたぐあひになるのだろうか。国民の声というのは、生活必需品にまで消費税をかけるのはあこぎじゃないの、まけてくださいよ、ぜいたく品でないものにまで高い税金かけるのはおかしいじゃないの、これが率直な声ですね。これを一言で言ひますと、税率の複数化を何としてもやつてもらいたいという声になつてくるわけですね。ところが、私の理解によりますと、こうした要望が何ほ強くても、今の帳簿方式を基幹にした現制度では、それは何うわけにはいかないのではありません。

したがつて、口先でこれを受けとめるとおっしゃるのは楽ですけども、結局は右か左になつちやつて、国民の方は裏切られたという印象しか残らない。したがつて、どうせ聞けないのだから、それはだめなんですとおっしゃつた方がまだ正直なんです。できないのにできるかのような顔をするというのは、これは失礼な表現になりました。最も避けるべきではないか。その意味で、もともと消費税は我々がもう口を酸っぱくするほど言つたように拙速だったのです。だけれど、やつちやつたんだからしようがないですよ。だから、もう見直しということをやりますから、見直しという内容で抜本的に見直しして、国民の要望に合う形で抜本的に再編なさる。これは片一方では、納税コストがえらい膨大に上るかも知れぬという意味では大問題なんです。それだけの覚悟で臨まないといふことは、軽々しく私は言えないのではないかと思ふのですが、この点、御意見を伺ひます。

○国務大臣(宇野宗佑君) この間も本会議でたしか申し上げたと思いますが、改革法の中には「見直し」という言葉が使われております。だから、そういう意味で申し上げた面もございます。ところが、そうなりますと、免税点を下げるのかとかいろいろな揣摩憶測がこれまた流行する。しかしながら、やはりいろいろの声を聞いて、大蔵大臣も相当具体的に申されましたが、確かに栗林委員もおっしゃるやうに期待感を持たれる。もしその期待感が外れたらどうなるのだというやうな御心配の向きもあるかと思ひます。だから、一般的な考え方に立ちましてひとつ税調で勉強していただきましよう、こういうことでございませう。具体的にはあそことそことこととことと、そこを期待しておつたらだめだつたという意味じゃございませぬ。決してそうしたことには指摘せず、私たちはいろいろな国民の声を謙虚に聞きまして、そしてやつていきたいと思ひます、こう

申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、和田教美君が委員を辞任され、その補欠として中野鉄造君が選任されました。

○野末陳平君 政治改革の問題ですけれども、少少の手直しではなかなか国民は納得しないだらう。もっと厳しく、この際、もうチャンスが二度とないのじゃないかといふやうに厳しくやつた方がいいのじゃないかと思ふのです。パーティでも、自派といふのじゃないか、やはり国民に見る形でけりをつける。例えば課税ということをや、まあ税法、なかなか無理がありますから、議員立法で考へてやるとか、やはり企業献金もそのうなで、個人に対して企業が献金するといふのは全廃して、党なら党に一本化するとか、何かはつきり形が見えてこそ政治改革だ、これで国民は納得すると思ふのです。どうも今自民党その他でお考へるのは、手直しの部分は、それは今までは前進ではあるが、しかし、これだけ鳴り物入りで政治改革と言ふには小手先だと思はざるを得ないのです、僕は。

ですから、総理にお伺ひしますけれども、どうもその程度のことでは政治改革だと思はるならば、総理の決意に比して改革案の中身はそれほど評価できない。少なくとも国民はこれで政治改革だ、なるほどとは言わない、こう思ふのです。その証拠には世論調査でも、どうせ政治改革なんかできっこないと、こういうことで見くらべてゐる。となると、やはりやりましたよ、こういう形で見えてゐるでしようといふところまで切り込むべきで、ちょっと厳しさが足りないと思ふのです。どうでしょうか、総理。

○国務大臣(宇野宗佑君) 野末委員のおっしゃる面、私は決して否定いたしません。確かに政治改

革というのは、金額をこれだけ改めたとか期限をこう改めたといふやうなことでは単なる手直しであつて、本當の抜本的な問題はそこには少しも出てないのじゃないか、こういうやうな御意見であることも私はもう十分わかつております。

今日まで何もしないといふことに関しましては、一応七項目ほど早期にしないといふ有識者の提言もございましたから、うち三項目は政府もこれやりました、あと四項目は既に法案として国会に出しております。こう申し上げておるわけ、これがすべてじゃないといふことは私その当時から申し上げておるわけでございます。

したがひまして、今後やはり選挙法、選挙制度、選挙区、定員。例えば選挙に関しましては、政治資金に関しましては企業献金の問題、個人献金の問題をどうするのだといふ皆さんの御意見もございませう。そうした面、やはりはつきりとわかるやうな線、それが見えなくちゃいけない、私はそう思ふのでございませう。

したがひまして、そうした面も政府も十分考へてやつていきたいと思ひますが、とりあえず、長らく休眠状態といふよりも、さつぱり働かなかつた選挙制度審議会でございますから、今後そのメンバーを新たにいたしまして、ようやく会長さんも引き受けていただき、いずれその発表もございませうが、会長さんはなかなか厳しいお方で、私がお願ひいたしましたときに、宇野さん、私に本當に改革をさせるね、思い切つた提言をしますよ、こういうことで、私も思い切つた提言をしていただき、それに私たちも従ひましよう、こう申しておるやうなことでございませう。来る二十八日にその会合がございませう。その会合の特色は、私も出まして、今、野末委員が申されましたやうな、改革の個人の理念と申しましようか、これを申し上げたいと思ひます。

しかし、具体策にあつたかどうかと言ふことは、これまた諮問機関でございませうから申し上げるわけにはまいりませんが、そこで質疑応答しようや

と。そういうようなところまで初めて試みる。大いに質問してください、大いに私も答えますし、わからないところはひとつ勉強させていただきます、こうやって率直に申し上げたい、かように思っております。

だから、そういう面において私も微力な男ではございますが、誠心誠意、不退転の決意で、なべても政治改革に取り組むたい、この決意だけはひとつ御理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

○野末陳平君 ですから決意は本当にいいと思いますが、今提案中のものでもやはりそれほどのものかなという気がするのです。

というのは、国民の暮らしに関する法律ならば、そんな思い切った変更方はできませんよ。しかし、我々自身に関する部分ですから、そんな少しづつなんというのじゃなくて、思い切った改革をしなければだめだと思っております。例えば資産公開なんということがありますけれども、これもあの程度で公開と言えども公開しろということまでいきません、これは、それがいいかどうかはわかりませんが、そういうのはもう流れだと思っております。つまり、こちらが思い切った、どんと改革だと形に見えればともかく、うじゃうじゃやっているところまでいって、うじゃうじゃやっているところからいって、流れは今とめられないと思っております。もう一度ちょっとお答え願いたい。ちょっと短かくしてください。

○国務大臣(宇野宗佑君) やはり政治に対する国民の方々の目はなお一層厳しくなる、それに対応するのが政治である、原則的にはそのように心得てやっていかなければならぬ、こう思っております。

○野末陳平君 世の中の流れというのは、時々行き過ぎたりして決して好ましい方向にばかりはいかないとは思いますが、特に最近の政治家への風当たりというものは、ますます強くなりますね。とにかく政治家のお金と女性をめぐる私生活のフ

ライバシーというものはほとんど公開させて、おもしろがるという風潮がエスカレートする一方だと思っております。これは、僕自身は好きじゃありませんよ、はつきり言っています。ありませんけれども、これをどういうふうにかわすかではなくて、どういうふうなこれに対して受けて立つかという、受けとめるということも非常に必要だと思っております。

総理は下手というか、まずいと思うのは、総理の女性問題がとやかく言われていますが、公の場であるいろいろなことはあります。公の場以外で何らかの弁明なり説明をしなきゃならぬと思っております。最近では川崎でしたか、市議会が決議している、総理、真相を述べよと。そういうようなことになりまして、これを無視するというのは決して総理のプラスにならない。これが世の中の流れです。となると、やはりこれは何らかの形で受けて立つべきだという気がしているのです。

そこで総理に、嫌な質問ですけども、公の場以外で弁明をするような気があるのかないのか、このまま通したいというのか、その辺はどうなんでしょうね。

○国務大臣(宇野宗佑君) いろいろと御質問いただきました。私はやはり国会というところは国権の最高機関でございますから、私個人のごときものをそこですでいろいろお話しするのは差し控えなければならぬ、また私は今日公人という立場もございまして、したがって、こういう問題につきましては私はコメントをしてはならない、かように思っております。

○野末陳平君 まさに国会の場でございます。総理のようには国会の場だから言わないのだという、これは通るのです。だけれども、それじゃ国会の場以外というものはあるのです、国民の声はそこで何か言っているわけですから、そういうな

ようなことにまでなっている。それは非常に残念なことであるし、また欧米などは政治家に模範的人格を要求するのがある面では当たり前でもあるし、総理、やはりこれはもはや無視するのではなくて、国会の場以外でひとつ受けて立つてほしい、そうでなければいたずらに誤解を招いてしまわない、こういうことだけ僕は率直に思いますから、それを言っておわりになります。

○委員長(堀尾清君) これにて質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○本岡昭次君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となっております平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し反対の討論を行います。

今国民が国会に求めているのは、逆進性の強い消費税という大衆増税の廃止と、政官財界を巻き込み、戦後最大の疑獄事件と言われるリクルート疑獄の全容解明、中曽根元総理を初め関係国会議員への厳しい政治的、道義的責任であります。しかし、政府・自民党は、こうした国民の声を耳を傾けることなく、形ばかりの政治改革とリクルート疑獄隠しによって政治不信を一層増大させてきました。その中で政府は、一九八九年度予算案を衆議院において憲政史上例のない本会議単独採決を行い、しかも七日間予算の空白を生じさせたまま予算を自然成立させました。

ここに提案されている財源確保法案は、このような政府・自民党が議会制民主主義のルールを無視して強引に成立させた予算案と一体をなすものであり、決して認めることができません。これが反対の第一の理由であります。

第二は、最近の税収動向から見て特例公債を発行する必要はなく、本法律案の提出そのものが政府みずから進める財政改革に反していることとあります。今年度の特例公債の発行限度額は一兆

三千三百十億円でありますが、現在の税収の推移から見ても、今年度も補正後さらに三兆円近くの自然増収が見込まれるところであり、特例公債を発行せずとも歳出は十分賄えるはずであります。

特例公債依存からの早期脱却が財政の対応力回復のために必要な施策であることを政府は再三述べてきました。それならば、一九九〇年度にこだわることなく、本年度に特例公債の発行を見送るくらいの決意を示すべきであり、それが十四年にわたって特例公債を発行してきた責任の処し方であるはずであります。

第三に、この特例公債依存体質からの脱却は、単なる表面的なもので真の財政再建ではないということとあります。

政府は、今日まで国債発行額を抑えるために国債費の定率繰り入れ停止や、厚生年金の国庫負担の返済繰り延べなどの歳出繰り延べ策をとる一方、一九八四年度の財源確保法において、それまでの特例公債の借りがえをしないという約束を一方的にばかして、経常経費財源に充てる特例公債と同様のルールで借りがえをすることを強行したのであります。仮に、これらの繰り延べ措置や借換債の発行をしなれば、今年度の財政赤字は約十七兆円にもなり、表面上の赤字額七兆一千億円の二倍以上にもなるのであります。また、これらの繰り延べ措置、いわゆる隠れ借金についての解消の具体的プランも何ら示されませんでした。第四は、八年連続の国債費定率繰り入れ停止が減債基金制度をないがしろにしていることであります。

国債整理基金の資金繰り仮定計算例によれば、一九九一年度まで繰り入れを停止しても国債償還に支障が生じないことになっております。財政当局のこれまでの姿勢からすれば、一九九一年度まで停止することが十分考えられ、この場合には十一年間も停止することになります。このようなことでは、減債基金制度に対する国民の信頼は得られはしません。現在、特例公債依存からの脱却後の新たな財政

再建づくりが財政制度審議会が始まっているようであり、審議会を隠れみのにすることなく、政府みずから財政再建の姿を明らかにし、国民に財政改革への理解を求めるべきであること、最後に主張し、私の反対討論を終わります。

○斎藤文夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となっております平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し賛成の討論を行うものであります。

思えば昭和五十年年度補正予算で、一兆円を超す特別公債を発行して以来、年々発行規模が拡大し、五十四年度には国債依存度が当初予算ベースで三九・六％に達しました。そのため当時の大平首相は、五十九年度に特別公債からの脱却という基本目標を掲げましたが、第二次オイルショックの後遺症もあって景気が低迷し、五十六、五十七年度には相当な歳入欠陥を生じ、そのために特別公債脱却年度は大幅にずれ込まざるを得なくなりました。

このような財政事情の悪化に対処するため、政府は臨時行政調査会を設置、増税なき財政再建を旗印に行財政改革を進め、歳出の削減合理化を図り、特に五十七年度以降は事業費ゼロシンリンド、経常経費一〇％マイナスシンリンドの設定など、厳しい歳出抑制に全力を挙げてきたところであります。

このような努力に加え、六十二年度補正予算においては、円高の進行に伴う景気浮揚のため六兆円を上回る緊急経済対策が打ち出され、内需拡大、景気回復に大きな効果を発揮し、予想を上回る税収増が確保され、今まさに待望の財政再建目標が達成されつつありますことは、まことに喜ばしいことであります。

この十五年間の審議会の中で、国債発行がインフレを惹起するのではないか、クラウディングアウトを生ずるのではないかなどの危惧が再三指摘されましたが、インフレが引き起こされることもなく、むしろ物価は先進諸国の中で最も安定したものと

のようになっております。

また、当初御用金的人格が強かった国債も、発行方法の改善や流通市場の育成により、今日では債券市場の中心的存在となっており、金融商品としての国債は、国民の間に大きな信頼をもって定着しておられることは御承知のとおりであります。

とはいえ、国債は国の借金であり、後世代に負担を転嫁させるものであります。しかも、今年度末の累積国債は百六十二兆円が見込まれ、その利払い費は十一兆円、一般会計の一八・四％を占め、他の政策的経費に充て得る財源を極度に圧迫していることは、財政上大きな問題であります。

加えて、一般会計の削減策としてとられた国債費の定率繰り入れ停止や、厚生年金の国庫負担金の繰り入れ特例などの歳出繰り延べ措置は二十兆六兆円に達しており、特別公債発行から脱却したとしても、財政状況は依然として厳しく、諸外国の国債依存度と比較しても決して楽観できるものではありません。今後とも強力に財政改革を推進し、歳入歳出構造の合理化、適正化に一層努力することは当然であります。

今回提案された法案を見ますと、今年度の特別公債の発行予定は一兆三千三百十億円で、これは前年度当初予算に比べ一兆八千二百億円の減額、公債依存度も一一・八％という低水準に引き下げられております。また、論議のありました定率繰り入れ等の停止については、停止をしても公債の償還には当面支障を生ずることはありま

せん。以上の点から、提案された各種の特別措置は、いずれも必要かつやむを得ないものと思料いたします。

最後に、特別公債依存体質からの脱却後の新たな財政再建目標の設定が急務であります。現在、そのための作業が財政制度審議会でも行われているようにありますが、国際化、高齢化の到来を背景として、日本経済の安定した発展と豊かな国民生活実現のために、国民にわかりやすい目標を設定され、税制改革はもとより、行財政改革を強力

に推進し、後世に憂いのない財政確立を強く要望いたします、私の賛成討論といたします。

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し賛成の討論を行うものであります。

反対する第一の理由は、財政運営に見逃すことのできない大きな問題があるからであります。

政府の財政運営は、一般会計の総額抑制に固執する極めて硬直的なものであります。特別会計、地方財政等を考慮せず、一般会計のみ緊縮財政とすることは、財政システムをいたずらにゆがめるものと言わざるを得ません。

事実、特別会計において赤字が増大する状況をとのようにお考えなのか。まして、予算の一律削減など、社会政策の放棄にはならないのであります。

今、財政運営に求められているのは、一律歳出削減の緊縮財政を改め、高齢化社会到来を視野に入れた財政運営であり、そのためには、高齢化社会ビジョンを策定し、社会資本ストックの充実、今後役割の増大する地方の財政強化を図るべきであります。

反対する第二の理由は、財政再建策が全く不明瞭であることであります。

現在の財政の姿は、政府の言葉をかりれば、まさにお座敷はできるだけきれいに、押し入れには汚れ物が入っているというものにほかなりません。

すなわち、一般会計を見かけきれいにするために、複雑な操作によってさまざまな負担の後送りを行うという、極めて不健全なものとなっているのであります。

国債費の定率繰り入れの停止、厚生年金の国庫負担繰り入れの特例措置など、いわゆる隠れ借金、負担の後年度へのツケ回しは、既に二十六兆円を超えております。こうした借金を重ねながら、一方で赤字国債ゼロという目標を達成したとしても、そこにはどのような意味があるのか大いに

疑問であります。

政府は、こうした隠れ借金の具体的解消策を明確にした上で、単なる数字のつじつま合わせではない財政再建計画を策定し、それを強力に押し進めるとともに、あわせて徹底的な行政改革を行うべきであります。

以上、反対する主な理由を申し述べましたが、行財政改革など本来政府が真剣に取り組まなければならないことを棚上げにし、消費税率導入など、財源の負担を一方的に国民に押しつける政府・自民党の姿勢について、国民は言いようのない、いらだちと憤りを覚えているのであります。

そうした国民感情を政府・自民党は直視すべきであり、厳しく受けとめるべきだと強く主張し、私の反対討論を終わります。

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております本法律案に対して反対の討論を行います。

財政法第四条は、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と明確に規定し、特別公債発行による歳出財源の確保を禁止しています。にもかかわらず政府は、石油ショック後、財界の強い要望に沿って、極めて無謀な国債の大量発行による財政ばらまき政策を強行、現在の財政危機を招いたものであります。

今なすべきは、歳出面での軍事費の異常突出や、大企業専任の不要不急経費に徹底したメスを入れ、また大企業に対し低金利の国債借入かえを求め、国債費を軽減すること、歳入面では消費税を廃止し、大企業、大資産家優遇の不公平税制の抜本是正を行うなど、国民本位の財源確保策をとるべきです。

ところが、政府は、深刻な財政危機を招いたみずからの責任を不問にしまして、さらなる特別公債の発行を始め、財政法が禁止している特別公債の借入かえなど、国民にさらなる負担を転嫁させようとしているのであり、断じて容認できません。

以下、本案に關して反對の理由を述べます。

第一は、本案が消費稅導入など國民犧牲予算の財源對策を圖ることを内容としてゐることです。八九年度政府予算は、米國の核戰略に追隨した歯どめなき大軍拡の推進、民活の名による大企業關連支出の拡大の反面、福祉、教育など國民生活關連予算を厳しく抑え込み、輸入自由化や構造調整など農業、中小企業などの切り捨て、あるいは破綻に追い込もうとしてゐるのであります。かかる反國民的な政府予算、施策のための財源確保策は断じて認められないものであります。

第二は、当面を糊塗する安易な財源確保策に終始し、財政危機を一層加速、深刻化させるものであることとあります。

八年連統の國債整理基金定率繰り入れ停止措置、五年連統の政管健保國庫補助繰り入れ額削減など、特別措置による隠れ國債は、政府資料によつても總額二十六兆円を超えており、公債大量発行とあわせ、財政危機の重圧を二十一世紀に向け永続化させるものにはかなりません。

最後に、消費稅反對、消費稅廃止の國民世論は、四月一日実施後さらに高まり、マスコミの世論調査では八〇％台に達しており、こうした國民世論にこたえ消費稅は廃止するしかありません。そうでなければ、衆議院を解散し、総選挙によつて國民の信を問うべきであります。このことを申し上げて、私の反對討論を終わります。

○栗林卓司君 私は、ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を圖るための特別措置に關する法律案に対して、民社党・國民連合を代表して反對の討論を行います。

このいわゆる財確法が国会に提出されて以來、久しいものがあります。ようやく平成二年度においては、財確法案を提出しなくても済む見通しが立ちつつあるようであります。この間の政府の努力は不十分であつたといへ一応評価すべきであります。

しかし、このことが眞の財政再建目標の達成を意味するものではないことは今さら申し上げるまでもありません。

でもありません。

今日求められていることは、さらに一層努力を拡大強化して、國債の発行残高を縮減し、財政の対応力を拡大することであり、將來の経済的、経済的の見通しが不透明な今こそ、その必要性は極めて高いと言わなければなりません。

ここに、財政法に違反した財確法について従来同様反對の意思を表明し、また今年度も昨年度に引き続いて國債の定率繰り入れの停止という國債管理政策の大修正を行ったにもかかわらず、かわるべき新しい管理政策の提示がないことに對し強く反對の意思を表明するとともに、今後の財政再建の努力を要望して反對討論といたします。

○委員長(梶原清君) これにて討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を圖るための特別措置に關する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本岡昭次君から發言を求められておりますので、この際、これを許します。本岡君。

○本岡昭次君 私は、ただいま可決されました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を圖るための特別措置に關する法律案に對しまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・國民連合及び新政クラブ・税金党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を圖るための特別措置に關する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 我が國經濟の安定的發展と國民生活の質的

向上を期するためには、引き続き行財政の改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を圖ることが緊要であり、歳入歳出面において制度改革を含め、さらに徹底した見直しに取り組むこと。

一 特別公債依存体質脱却後の財政運営のあり方について、いわゆる財政支出の繰延措置等の適切な処理も含め、今後鋭意検討を進めるとともに、引き続き財政改革に努めること。

一 公債に對する國民の信頼の保持に万全を期するため、今後ともその償還財源に支障なきよう、所要の償還財源の確保に努めるとともに、日本電信電話株式会社の株式売却収入の社会資本整備への活用に当たっては、國債整理基金の円滑な運営に支障が生じないように十分留意すること。

なお、日本電信電話株式会社の株式売却に当たっては、証券市場の動向、國債整理基金の資金繰り等に十分配慮すること。

一 直面する内外經濟情勢に對し、我が國の均衡と調和ある經濟發展を圖るため、内需を中心としたインフレなき持続的成長の確保に努め、今後とも、財政・金融政策の運営に適切かつ機動的に對処すること。

一 為替相場の我が國經濟に与える影響が極めて大きいことに配慮し、今後とも各国との政策協調等を通じて、安定した為替相場の実現に努めること。

右、決議する。

以上でございませう。

○委員長(梶原清君) ただいま本岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 多数と認めます。よつて、本岡君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会に對して決定いたしました。

ただいまの決議に對し、村山大蔵大臣から發言

を求められておりますので、この際、これを許します。村山大蔵大臣。

○國務大臣(村山達雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(梶原清君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(梶原清君) これより請願の審査を行います。第三八号消費稅の廃止に關する請願外三百九件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元の付託請願一覽表のとおりでございます。これらの請願につきまして理事会で協議いたしました結果、第三八号消費稅の廃止に關する請願外三百九件は保留とすることになりました。

以上、御報告いたしましたことと決定することにより御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(梶原清君) 次に、継続調査要求に關する件についてお諮りいたします。

租税及び金融等に關する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（梶原清君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（梶原清君） この際、一言お礼申し上げます。

以上をもちまして、今期国会における大蔵委員会の案件処理はすべて終了することができました。これも委員の皆様のご協力のおかげと深く感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。（拍手）
本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十九分散会